

付議事件及び審議結果

令和4年10月定例会

令和4年10月25日上程

- | | | |
|--------|--|----------|
| 議案第13号 | 令和3年度上田地域広域連合一般会計決算認定について | 10月27日認定 |
| 議案第14号 | 令和3年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について | 10月27日認定 |
| 議案第15号 | 令和3年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について | 10月27日認定 |
| 議案第16号 | 令和3年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について | 10月27日認定 |
| 議案第17号 | 令和4年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号） | 10月27日可決 |
| 議案第18号 | 令和4年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号） | 10月27日可決 |
| 報告第2号 | 専決処分した丸子消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入の承認について | 10月27日承認 |

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定及び一部変更
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案第 1 3 号 令和 3 年度上田地域広域連合一般会計決算認定について
議案第 1 4 号 令和 3 年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について
議案第 1 5 号 令和 3 年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について
議案第 1 6 号 令和 3 年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について
- 第 6 議案第 1 7 号 令和 4 年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 8 号 令和 4 年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 報告第 2 号 専決処分した丸子消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入の承認について
- 第 8 上田地域広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙
- 第 9 一般質問
- (1) 広域連合行政について 半 田 大 介 議員
- (2) 広域連合行政について 齊 藤 加代美 議員
- (3) 広域連合行政について 矢 島 昭 徳 議員

本日の会議に付議した事件

日程第1から第9まで

出席議員（22名）

第1番	松山賢太郎	君
第2番	高田忍	君
第3番	矢島昭徳	君
第4番	堀内仁志	君
第5番	窪田俊介	君
第6番	山崎康一	君
第7番	金井とも子	君
第8番	松澤正登	君
第9番	斉藤達也	君
第10番	齊藤加代美	君
第11番	佐藤論征	君
第12番	西沢逸郎	君
第13番	佐藤千枝	君
第14番	長越修一	君
第15番	森田公明	君
第16番	渡辺久人	君
第17番	久保田由夫	君
第18番	宮下省二	君
第19番	半田大介	君
第20番	飯島伴典	君
第21番	尾島勝	君
第22番	大森茂彦	君

欠席議員（1名）

第23番	塩野入猛	君
------	------	---

説明のために出席した者

広域連合長 土屋陽一君

副広域連合長 ○東御市長 花岡利夫君
○青木村長 北村政夫君
○坂城町長 山村弘君

広域連合監査委員 手塚明君

事務局 ○事務局長 宮澤清彦君
○消防長 堀池正博君
○会計管理者 小林陽司君
○事務局
総務課長 山口美栄子君
○事務局
企画課長 所健一君
○事務局
介護障がい
審査課長 三井憲君
○事務局
ごみ処理
広域化
推進室長 橋詰譲己君
○消防次長
(兼)
警防課長 石井重男君
○消防次長
(兼)
上田中央
消防署長 宮原正晴君
○消防本部
総務課長 西澤和浩君
○清浄園所長 小宮山剛君
○上田
クリーン
センター
所長 西澤透君
○丸子
クリーン
センター
所長 青木正光君

○東 クリーン部
セ ン ター 長
所

岩 下 雄 司 君

○消 防 本 部
予 防 課 長

齋 藤 武 昭 君

事 務 局 鈴 木 周 平 君

本会議

午前 9時30分 開 会

* 議長（佐藤論征君） ただいまから令和4年10月上田地域広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

* 議長（佐藤論征君） 日程第1、諸般の報告を行います。

はじめに、今定例会に提出されました陳情について、議会事務局長に報告させます。

山口議会事務局長。

[議会事務局長 山口美栄子君登壇]

* 議会事務局長（山口美栄子君） ご報告申し上げます。

今定例会までに受理しました陳情は、お手元へ配布申し上げます陳情文書表のとおりであります。朗読は省略させていただきます。

* 議長（佐藤論征君） 陳情については、議会事務局長の報告のとおり、所管の委員会で審議願います。

次に、9月27日をもって、古市順子議員から議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、9月27日、これを許可しましたから報告いたします。

これに伴い、9月28日、上田市議会定例会において、上田地域広域連合議会議員に宮下省二議員を選出したことの報告がありました。

また、上田地域広域連合議会委員会条例第6条第1項の規定により、今回新たに選出されました議員の常任委員会委員の選任については、お手元に配付した委員表のとおり指名しましたので、ご報告いたします。

次に、広域連合長から、地方自治法第180条第2項の規定により、広域連合長専決処分事項の指定に係る報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から報告のありました例月出納検査結果については、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

ここで暫時休憩といたします。

着座のままお待ち願います。

午前 9時33分 休 憩

午前 9時35分 再 開

- * 議長（佐藤論征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議席の指定及び一部変更

- * 議長（佐藤論征君） 次に、日程第2、議席の指定及び一部変更を行います。

今回新たに議員になられました宮下省二議員の議席につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、18番に指定いたします。これに関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。議席の一部変更については、お手元に配付した表のとおり変更することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- * 議長（佐藤論征君） 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

- * 議長（佐藤論征君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の署名議員には、議長において、6番山崎康一議員、17番久保田由夫議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

- * 議長（佐藤論征君） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期は、本日から10月27日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- * 議長（佐藤論征君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3日間と決定いたしました。

広域連合長挨拶

- * 議長（佐藤論征君） ここで、広域連合長から挨拶があります。

土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 本日ここに、令和4年10月上田地域広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第7波では、感染力の強いオミクロン株の派生型により、新規陽性者が急増し、医療提供体制への負荷が増大したことから、長野県において、8月8日から全圏域に「医療非常事態宣言」が発出され、感染警戒レベルは「6」に引き上げられました。

その後、新規陽性者数や確保病床使用率が減少傾向にあることから、発出されていた医療に関する警報等は段階的に解除されておりましたが、再び新規陽性者数は増加傾向となり、高齢者施設における集団感染の発生などにより、入院を必要とする方も増加していることから、長野県は10月20日から全圏域に「医療警報」を発出し、これに伴い、上田圏域の感染警戒レベルは「4」に引き上げられたところでございます。

引き続き、社会経済活動や地域の活動を停滞させることなく、感染拡大を防止していくためには、住民一人一人の基本的な感染防止対策が極めて重要となりますので、改めて御理解と御協力をお願いいたします。

当広域連合といたしましても、消防、クリーンセンター、斎場は、住民の皆様の生活に不可欠な社会基盤であることから、職員に対しては改めて感染防止策を徹底させ、安定した業務の継続を図ってまいります。

それでは、当広域連合の重要課題や事業等について、それぞれ取組の一端を述べさせていただきます。

まず、広域連合の最重要課題の一つである資源循環型施設建設について申し上げます。

環境影響評価の2段階目となる方法書の手続につきましては、長野県条例に基づき、説明会の開催及び公告・縦覧の実施により圏域住民の皆様から御意見をちょうだいするとともに、15名の学識経験者から構成される長野県環境影響評価技術委員会で御審議いただき、9月22日に方法書に対する長野県知事意見を受領し、手続が完了いたしました。

方法書で示した内容に知事意見を取り入れ、建設候補地周辺の現地調査を開始するに当たり、去る10月4日には、地元6団体で構成される資源循環型施設建設対策連絡会との懇談会を開催し、私も出席いたしました。

懇談会では、現地調査の御協力をお願いするとともに、本年度3回開催した資源循環型施設整備協議会での協議経過などを整理し、意見交換を行いました。

また、未だ協議に応じていただけない諏訪部自治会につきましては、去る10月13日に新たな取組として、諏訪部地域の住民の皆様と行政が率直に話し合う意見交換会を開催いたしました。参加された皆様からは、今後のまちづくりへの御意見のほか、住民へ情報をお届けする方法への御提案な

どを数多くいただくことができました。

今後こうした取組を続けるとともに、自治会として話合いに参加をいただけるよう働きかけを行ってまいります。

環境影響評価の現地調査も始まり、資源循環型施設建設につきましては、一步一步ではありますが、着実に進んでいるものと考えております。今後も建設候補地周辺の皆様との信頼関係を大事にし、話合いを継続しながら、資源循環型施設建設に向け、鋭意努力してまいります。

次に、もう一つの最重要課題である地域医療対策について申し上げます。

上小医療圏における二次救急医療体制の充実に向けた取組につきましては、地域医療対策事業として、これまで信州上田医療センターの医師確保に対する支援を行ってきたところですが、その成果として、同センターの初期研修医を含めた医師数は、本年10月1日で82人となり、充実が図られております。

また、当医療圏内における救急搬送収容割合は、長野県上小医療圏地域医療再生計画が始まった平成21年度の81.3パーセントから令和3年度は6.1ポイント増の87.4パーセントに達し、当医療圏の二次救急医療体制の向上が図られております。

しかしながら、上小医療圏内における医療従事者数は、他圏域に比べて依然として少なく、輪番制を担っていただいている10病院と後方支援病院である信州上田医療センターの皆様方には、大変な御負担をいただいております。地域住民の安全・安心のため、病院群輪番制の維持・運営に対して日頃から並々ならぬ御努力をいただいていることに改めて敬意と感謝を申し上げます。

当広域連合では、病院群輪番制の維持及び運営に対して、令和2年度から3年度にかけて補助基準額を増額するとともに、信州上田医療センターにおける医療従事者確保のため、新たに令和3年度から看護師確保に対する補助を行い、支援に努めております。

令和元年度を初年度とする現行の地域医療対策事業は、来年度が最終年度となりますことから、令和6年度以降の地域医療対策事業の在り方につきましては、関係市町村及び県の地域医療担当で組織される地域医療対策連絡会議において、医療従事者確保や救急医療体制の状況等についての中間検証を実施し、本年度内に事業の方向性を決定する予定としております。

上小医療圏内における二次救急医療の完結を目指し、地域の安全・安心な救急医療体制の構築に向けて、関係機関と連携して、引き続き取り組んでまいります。

次に、第6次広域計画の策定について申し上げます。

現行の第5次広域計画は、今年度が最終年度となるため、昨年度から次期広域計画の策定に向け、検証や見直しを行ってまいりました。

また、関連する分野の代表者や学識経験者等を委員とする広域計画策定委員会では、計5回の会議を開催し、パブリックコメントでいただいた御意見も踏まえて、慎重に御審議をいただき、去る9月9日に答申をいただきました。

広域連合では、答申いただいた内容を尊重し、速やかに策定の手続を進めてまいります。

今後は、広域計画の項目の変更に伴って、規約の変更が必要となりますことから、関係市町村議会の12月定例会に、規約の変更について上程いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

また、広域計画の改定につきましては、令和5年2月の広域連合議会定例会へ上程する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、計画案の概要につきましては、今定例会の全員協議会において報告をさせていただきます。次に、斎場について申し上げます。

大星斎場及び依田窪斎場につきましては、平成10年4月に上田地域広域連合が発足した際に、従前の利用区域と斎場使用料を引き継ぎ、今日に至っております。

また、両斎場は建設から大星斎場は50年、依田窪斎場は26年が経過し、施設の老朽化や設備の劣化が進んでいることから、計画的な修繕等を実施し、施設の延命化に努めております。

一方で、広域連合発足から20年以上が経過し、社会情勢の変化に伴う利用者ニーズへの対応や依田窪斎場に比べて稼働率の高い大星斎場の負担軽減を図る必要があることから、斎場の利用区域及び斎場使用料の見直しを進めてまいりました。

本年7月には、地域住民の代表や学識経験者で構成される斎場利用検討委員会を設置し、計3回の会議を開催し、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、慎重に御審議をいただき、去る9月30日に答申をいただきました。広域連合では、答申いただいた内容を尊重し、斎場利用区域の廃止と使用料の見直しを行う予定としております。

なお、利用区域の見直しに伴い、市町村負担金の負担割合の見直しが必要となりますことから、広域計画と同様に、関係市町村議会の12月定例会において、広域連合規約の変更について上程いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

また、斎場使用料の見直しに伴いまして、令和5年2月の広域連合議会定例会に斎場条例の一部改正案を上程する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、今定例会の全員協議会において説明をさせていただきます。

さらに、両斎場につきましては、5年間の指定管理期間が今年度末をもって終了となりますことから、新たな指定管理者の選定に向けて、地域住民及び行政代表者で構成される「指定管理者候補者選考委員会」を設置し、候補者の審査及び選考の手続を進めてまいります。新たな指定管理者の指定につきましては、令和5年2月定例会に上程する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、上田、丸子、東部クリーンセンターについて申し上げます。

各クリーンセンターにおける搬入ごみについては、各市町村と連携し、可燃物や資源ごみの更なる分別の徹底を図るとともに、地域住民の皆様には、広報紙やホームページ等を活用した啓発活動

を行い、ごみ処理広域化計画の目標達成に向けて、ごみの減量化の取組を進めてまいります。

また、いずれの施設も稼働から約30年が経過して老朽化が進んでいることから、資源循環型施設が稼働されるまでの間は、施設や設備等への負荷の軽減を図りながら、定期点検の結果に基づき、効果的な修繕を実施することにより、安全かつ安定した施設の運営と延命化に努めてまいります。

次に、清浄園について申し上げます。

清浄園でのし尿等の処理は、平成30年度より上田市からの受入れのみとなっており、水洗化の普及等により処理量は年々減少傾向にあります。

清浄園は、建設から24年が経過しており、設備の老朽化に伴い、機器の故障が増加傾向にありますが、清浄園の廃止、施設の解体時期を見据え、今後も計画的な点検や修繕により、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、広域的な幹線道路網計画について申し上げます。

昨年度、国の新たな道路計画であります関東ブロック版「新広域道路交通計画」が発表され、その中に上田地域と諏訪地域を高規格で結ぶ上田諏訪連絡道路が松本佐久連絡道路とともに位置づけられました。

これを受けて長野県では、昨年度から交通量や渋滞箇所などを把握するための調査に着手されていると聞いております。

本年6月には、上田諏訪連絡道路建設促進期成同盟会総会を開催し、御臨席いただきました地元選出の国会議員、県会議員の皆様には要望書を直接お渡しすることができました。また、国及び県への要望活動につきましても、今年中に順次行う予定としております。

今後も、諏訪広域連合及び県等との連携を図りながら、事業の早期実現に向けて取組を進めてまいります。

次に、広域的な観光振興について申し上げます。

今年で5回目の実施となる信州うえだ地域ソフトクリーム巡りデジタルスタンプラリーにつきましては、7月15日から10月30日までを期間として実施しており、上田地域の19店舗・施設の御協力を得て、これまでに2,600人を超える皆様に御参加をいただいております。

また、8月1日には、観光情報発信事業の新たな取組として、上田地域観光協議会公式ツイッターの運用をスタートいたしました。上田地域の最新の観光情報をお届けするためのツールとして、関係市町村と連携し、情報発信に努めてまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、開催を取りやめていた県外での観光キャンペーンにつきましては、11月23日にJR金沢駅構内で「信州上田地域金沢の陣」と銘打って、3年ぶりに開催する予定としており、上田地域の魅力や豊かな観光資源を大いにPRをしてまいります。

引き続き、関係市町村及び観光分野の関係団体の皆様と連携しながら、ウィズコロナに対応した

観光振興に取り組んでまいります。

次に、ふるさと基金の運用益を活用した事業について申し上げます。

4市町村持ち回りで開催しておりますスポーツレクリエーション祭につきましては、7月16日に「依田窪プールまつり」を開催し、370人の皆様に御参加いただき、水遊びやカヌー体験などを楽しんでいただきました。

9月4日に開催を予定しておりました「あおきむらで遊ぼう」につきましては、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が急増したことから、中止といたしました。

なお、今回は、12月18日に上田市の市民の森において「スケート場まつり」を開催する予定としておりますので、大勢の皆様の御参加をお待ちしております。

次に、上田創造館について申し上げます。

上田創造館では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、多くのイベントや事業を実施しており、9月末現在の利用者は5万6,100人余で、前年度同期の3万6,200人余を大きく上回ることができました。

引き続き、地域の科学館としてより多くの住民の皆様に活用される施設となるよう、利用者の皆様の声に耳を傾けながら、魅力ある事業の展開を図ってまいります。

次に、広域消防について申し上げます。

最初に、救急・救助業務について申し上げます。

本年9月末現在の救急出動件数につきましては、昨年同期と比較して794件増の7,641件となりました。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した出動件数は、令和2年中に10件、令和3年中に17件でありましたが、令和4年に入り第6波、第7波の感染拡大により、令和4年9月末現在で146件と急激に増加しております。

このような状況から、全ての出動事案に対し、感染防止対策の徹底・救急出動体制の維持に努めております。さらに、全ての職員を対象とした感染防止対策研修を行い、消防業務に支障を来すことのないよう努めてまいります。

8月26日に東京都立川市で開催されました、救助隊員の救助技術を競う場である第50回全国消防救助技術大会に、長野県代表として当消防本部から「ロープブリッジ渡過」と「はしご登はん」に各1名が出場し、「ロープブリッジ渡過」では47都道府県の代表52人中、第1位の成績を収めるとともに、「はしご登はん」についても入賞し、優秀な成績を収めることができました。

今後も訓練を継続していくことにより、複雑多様化する災害に備え、救助隊員の資質向上に努めてまいります。

次に、火災予防について申し上げます。

火災予防につきましては、住宅及び事業所の防火対策の推進を重点施策として取り組んでおりま

すが、令和4年中の火災発生件数は、9月末現在で66件、前年同期と比較して13件の増加となり、火災による死者は2人で、前年同期と比較して2人の減少となっております。

住宅用火災警報器の未設置世帯への設置促進につきましては、コロナ禍による制約もございますが、引き続き高齢者に重点を置いた住宅防火指導を進めるとともに、設置世帯への定期的な点検の周知に努めるなど広報啓発活動を進めてまいります。

昨年12月に大阪市で発生した放火によるビル火災では、大勢の方がお亡くなりになりました。この事件を教訓に、事業所における防火対策としましては、引き続き立入検査の実施、講習会の開催により、消防用設備等の適正な設置と維持を啓発するとともに、自発的な防火管理が適切に行われるよう意識の醸成を図ってまいります。

さて、今年は当地域における広域消防発足50周年を迎える節目の年であり、消防本部では記念事業として、11月24日に上田創造館において広域議会議長、構成市町村の消防団長、歴代の消防長をお招きして、広域消防発足50周年記念式典を挙行いたします。

この式典では、今から30年前の20周年記念事業の一環として実施したタイムカプセルの開封や消防の歩みを伝えるプロモーションビデオの上映のほか、記念誌を制作し、配布する予定としております。

この記念事業を契機として、過去の災害対応における反省を踏まえ、次世代へのステップとなるよう、気持ちを新たに広域消防体制の強化に取り組んでまいります。

以上、当広域連合の取組の一端について申し上げます。

今定例会に提案いたしました議案は、決算認定4件、補正予算2件、報告1件の計7件でございます。

令和3年度一般会計・特別会計の決算については、このほど監査委員の審査が終了いたしましたので、決算審査意見書をはじめ、関係書類を添えて提案いたします。

決算額は、一般会計・特別会計の合計で、歳入合計49億2,469万円余、歳出合計46億7,177万円余で、実質収支は2億4,186万円余の黒字となりました。

また、令和4年度10月補正予算につきましては、一般会計、特別会計の2会計に係る予算計上であります。ウクライナ侵攻や円安などによる燃料費高騰の影響を受け、電気料金が高騰しており、当初予算で賄えない各施設の光熱水費の不足分を計上した補正予算で、一般会計、特別会計を合わせて6,032万円余の増額補正を行うものであり、補正後の予算総額は50億2,563万円余となっております。

それぞれ提案いたしました内容につきましては、関係職員から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第13号～議案第16号

* 議長（佐藤論征君） 次に、日程第5、議案第13号 令和3年度上田地域広域連合一般会計決算認定についてから議案第16号 令和3年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定についてまで4件一括議題とし、提案者の説明を求めます。

山口総務課長。

[事務局総務課長 山口美栄子君登壇]

* 事務局総務課長（山口美栄子君） 説明に入ります前に、さきにお送りいたしました上田地域広域連合一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書の記載に誤りがありましたので、おわび申し上げ、差し替えをお願い申し上げます。

議長の許可を得て、本日お手元に改めて審査意見書を配付させていただきました。修正いたしましたのは、3ページと6ページの表中の一般会計の予算現額と、それに関連した数値でございまして、修正した箇所は太字でお示ししてございます。今後は同様のことがないように気をつけてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第13号 令和3年度上田地域広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

お手元の令和3年度歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。会計別決算一覧表の一番上、一般会計の歳入でございますが、予算現額は20億5,269万2,000円、収入済額は20億7,776万5,486円で、予算現額と比較し2,507万3,486円の増でございました。

次に、歳出でございますが、予算現額は歳入と同額の20億5,269万2,000円に対しまして、支出済額は19億331万8,424円、執行率は92.7パーセントでございました。

なお、歳出のうち1,105万4,000円は、令和4年度予算への繰越明許費となっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた額、形式収支につきましては1億7,444万7,062円の黒字決算となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、歳入歳出決算書の38ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、表の3段目、3、歳入歳出差引額は1億7,444万7,062円でございます。表の4段目、4、翌年度に繰り越すべき財源の(2)、繰越明許費繰越額の1,105万4,000円を差し引いた表の5段目の5、実質収支額1億6,339万3,062円となっております。

それでは、一般会計決算の内訳、主なものについて歳入から申し上げます。歳入の説明は、歳入歳出決算書の事項別明細書で申し上げますので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の11ページ、12ページをお願いいたします。まず、款1分担金及び負担金、項1負担金の収入済額15億849万6,000円は、目1一般管理運営費負担金から13ページ目の目8クリーンセンター費負担金まで、いずれも規約に基づく関係市町村からの負担金でございます。

続いて、13ページ、14ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料の収入済額は5,681万8,580円でございますが、目1総務使用料の841万660円は、上田創造館の使用料で、令

和3年度中3,124件、10万3,550人の利用がある中で、前年度決算額より248万4,976円の増額となりました。

目2衛生使用料の収入済額4,840万7,920円は、主に斎場使用料で、前年度決算額より154万3,000円の増となりました。

15ページをお願いします。令和3年度の火葬件数は、大星斎場では1,954件と、前年比38件の増、依田窪斎場では576件と、前年比22件の増となっております。

次に、項2手数料の収入済額2億9,077万2,000円は、清浄園のし尿処理手数料が2,135万1,600円で、収入料の減少により、昨年比37万9,449円の減となりました。

また、上田、丸子、東部の3クリーンセンターのごみ処理手数料につきましては2億6,939万6,400円と、前年比1,621万2,000円の増となりました。

各クリーンセンターの可燃ごみの搬入量でございますが、恐れ入りますが、別冊の令和3年度上田地域広域連合主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の13ページから15ページを御覧ください。13ページ、項5クリーンセンター費は、目1上田クリーンセンター費の(2)、可燃ごみ搬入量の状況に記載のとおり、令和3年度中の上田クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は2万9,225トンで、前年比387トンの増、次の14ページ、丸子クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は6,050トンで、前年比47トンの減となっております。また、次の15ページ、東部クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は3,724トンで、前年比70トンの減となりました。

歳入歳出決算書にお戻りください。15ページ、16ページをお願いいたします。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費補助金の収入済額707万2,000円は、資源循環型施設の環境影響評価などに係る循環型社会形成推進交付金でございます。

款4財産収入、項1財産運用収入の収入済額194万6,157円のうち、目1財産貸付収入193万2,479円の主なものは、旧伝染病舎土地の上田市立産婦人科病院敷地としての貸付料191万1,360円と、上田創造館の自動販売機に係る貸付料1万1,284円などでございます。

目2利子及び配当金の1万3,678円は、まちづくり基金と老人福祉基金の運用益でございます。

款5繰入金、項1基金繰入金の収入済額24万2,000円は、老人福祉施設ベルポートまるこ入居者への居住費補助に対する老人福祉基金からの繰入金でございます。

17ページをお願いいたします。項2特別会計繰入金の収入済額5,621万9,000円は、病院群輪番制病院事業に係る補助金に対するふるさと基金特別会計からの繰入金でございます。

款6繰越金の収入済額1億4,411万4,732円は、前年度からの繰越金でございます。

款7諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金の収入済額737万5,000円は、丸子クリーンセンターの施設整備に係る起債の元利償還金に対する交付税措置分でございます。

次の目2雑入の収入済額471万17円は、団体生命保険取扱事務費、上田創造館ソフト事業参加費などでございます。

次に、歳出について申し上げます。説明は、別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書によりまして、特徴的なもの、主なものについて申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。款1議会費、項1議会費の決算額150万711円は、広域連合議会の活動、運営等の経費で、特段のものはございません。なお、令和3年度は定例会2回、臨時会2回を開催いたしました。

(3)、行政視察につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止といたしました。

続いて、2ページをお願いいたします。款2総務費の決算額は2億9,565万2,615円で、執行率は98.7パーセントでございました。

項1総務管理費、目1一般管理費の決算額は1億4,831万9,832円で、主なものは事務局職員13人分の人件費のほか、中ほどの(5)、委託の状況の一番上、情報ネットワーク保守管理委託225万2,800円、次の財務会計システム保守等委託137万9,499円及びこのページが一番下の(7)、基金の状況で、まちづくり研究基金への積立金などでございます。まちづくり研究基金の状況につきましては、記載のとおり、令和3年度中4,335万6,381円の積立てを行い、4,144万1,381円の取崩しを行いました。主に満期を迎えた定期預金の積替えなどで、年度末残高は1億508万5,331円でございます。

なお、一般管理費の中で、流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の20ページをお願いいたします。右側の備考欄に記載のとおり、2給料から4共済費へ12万円の流用がございました。非常勤職員公務災害補償基金への支出等共済費に不足が生じ、相当分を流用したものでございます。

それでは、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書にお戻りいただき、3ページをお願いいたします。目2公平委員会費でございますが、委員3人に係る事務費が主なもので、特段のものはございません。

その下、目3企画費でございますが、決算額は968万5,987円で、この主なものは、(4)、広報紙発行に記載の年4回発行しております広域連合広報紙の印刷製本費234万5,750円、(7)、負担金補助及び交付金に記載の広域的な観光振興事業といたしまして、広域観光パンフレットの作成やスタンプラリー事業などに係る上田地域観光協議会への負担金604万2,000円でございます。

4ページをお願いいたします。目4図書館情報ネットワーク費の決算額は3,535万633円でございます。主なものは、(2)、委託の状況の上から2番目、上田地域図書館情報ネットワーク維持管理業務委託で805万2,000円、(3)、使用料及び賃借料の状況の上から2番目、図書館情報ネットワークサーバー機器等リース料の900万6,360円などでございます。

続いて、目2選挙費、その下の目3監査委員費でございますが、それぞれ委員に係る事務費が主なもので、特段のものはございません。

続いて、5ページ、6ページをお願いいたします。項4創造館費の決算額は1億202万2,543円で、

6 ページの上から 3 段目、(6)、委託の状況の 1 番目、指定管理者である上田市地域振興事業団への指定管理料9,555万6,000円が主なものでございます。

7 ページをお願いいたします。款 3 民生費の決算額は2,044万870円で、執行率は95.0パーセントでございました。

項 1 社会福祉費、目 1 障害者介護給付費等審査会費の決算額は2,019万4,870円で、この主なものは障害者介護給付費等の審査判定に係る経費で、審査委員10人の報酬及び職員人件費でございます。

続いて、項 2 老人福祉費、目 1 老人福祉費の決算額は24万6,000円でございます。これは、陽寿荘及び徳寿荘から老人福祉施設ベルポートまるこ東へ入居されている 2 人の方への居住費補助金でございます。

老人福祉基金は、令和 3 年度中24万2,000円の取崩しを行いまして、年度末現在高は4,207万9,000円でございます。

次に、8 ページ、款 4 衛生費でございますが、決算額は15億6,290万4,320円で、執行率は93.3パーセントでございました。

項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の決算額は 1 億1,887万5,650円で、この主なものは病院群輪番制に係る各種補助金でございます。

その下、項 2 斎場費、目 1 大星斎場費の決算額は7,490万6,357円で、主なものは、次の 9 ページ、(6)、委託の状況に記載の指定管理者である株式会社信州さがみ典礼への指定管理料5,932万800円、(7)、備品購入の状況に記載の大星斎場霊柩車の購入462万円などでございます。

目 2 依田窪斎場費の決算額は3,771万5,019円で、主なものは(5)、施設修繕の状況に記載の火葬炉設備修繕704万円のほか、(6)、委託の状況に記載の指定管理者である株式会社信州さがみ典礼への指定管理料2,983万2,000円などでございます。

10 ページをお願いいたします。項 3 清掃費の決算額5,453万7,301円は、資源循環型施設の建設、ごみ処理広域化の推進に係る事務的経費でございまして、目 1 清掃総務費は職員人件費が主なものでございます。

目 2 ごみ処理広域化推進費の3,012万5,884円でございますが、主なものはページの下、(4)、委託の状況に記載の資源循環型施設整備に係る技術支援業務委託の1,980万円と資源循環型施設に係る環境影響評価業務委託の699万6,000円でございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。項 4 清浄園費、目 1 清浄園費の決算額は 2 億2,180万5,283円で、支出の主なものは、職員人件費をはじめ施設の運転、維持管理に係る薬品等の消耗品費、燃料費、光熱水費のほか、12 ページ、(6)、施設修繕の状況に記載のとおり、脱水機修繕など、合計6,040万890円、(7)、委託の状況に記載の各種委託料の合計1,683万6,458円などでございます。

なお、清浄園費の中に流用もございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の30ページへ

お戻りください。右側の備考欄に記載のとおり、2給料から1報酬へ139万9,000円の流用がございます。報酬については、正規職員1人が療養休暇後に休職となり、施設の運営に支障が出たため、年度途中で会計年度任用職員1名を採用したことによるもので、不足分を流用したものでございます。

続きまして、32ページを御覧ください。右側の備考欄に記載のとおり、10需用費から14工事請負費へ25万3,000円の流用がございます。これは、地域住民からの御指摘、御提言を受ける中で、急遽屋外での搬入車誘導員の待機室設置に係る不足分を流用したものでございます。

主要施策の成果及び予算の執行実績報告書にお戻りいただき、13ページをお願いいたします。項5クリーンセンター費の決算額10億5,506万4,710円は、上田、丸子、東部の3つのクリーンセンターに係る職員人件費、施設の管理運営経費及び施設の維持、延命化を図るために計画的に行っております焼却プラントの修繕費などでございます。

目1上田クリーンセンター費の決算額5億5,892万5,330円で、主なものは、(4)、施設修繕の状況の一番上、排ガス処理設備修繕工事の1億2,100万円、2号炉減温用熱交換器修繕工事の3,792万8,000円などで、修繕合計で2億1,296万4,703円でございます。

また、(5)、委託の状況では、一番上、運転管理業務委託の1億1,154万円をはじめ、合計で1億7,419万2,600円でございます。

14ページをお願いいたします。目2丸子クリーンセンター費の決算額は2億6,942万4,606円で、主なものは、中ほどの(4)、施設修繕の状況に記載の各種修繕合計で9,760万1,284円、その下の(5)、委託の状況に記載の各種委託料の合計1億2,168万9,324円でございます。

15ページをお願いします。目3東部クリーンセンター費の決算額は2億2,671万4,774円で、主なものは、(3)、施設修繕の状況に記載の各種修繕合計で8,214万2,500円、その下の(4)、委託の状況に記載の各種委託料の合計1億1,037万8,939円でございます。

なお、東部クリーンセンター費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の34ページを御覧ください。右側の備考欄に記載のとおり、10需用費から17備品購入費への12万7,000円の流用を行ったものでございます。備品購入については、事務所内で使用しているファクスが故障をし、事務に支障が生じ、更新が必要となったため、相当分を流用したものでございます。

主要施策の成果報告書にお戻りいただき、16ページをお願いいたします。款5公債費、項1公債費、目1元金の決算額2,268万542円は、丸子クリーンセンターにおける廃棄物処理施設整備事業債の元金償還金でございます。

最後に、財産について申し上げますので、歳入歳出決算書の39ページ、40ページをお願いいたします。上田地域広域連合一般会計財産に係る調書、土地及び建物総括表でございますが、取得、処分等の異動はございませんでした。

続いて、43ページをお願いいたします。2、物品でございますが、令和3年度中に大星斎場の霊

枢車を1台購入いたしましたので、決算年度末現在高が2台となりました。

44ページの3、基金でございますが、(1)、上田地域広域連合まちづくり研究基金及び(2)、老人福祉基金の状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上、議案第13号 令和3年度一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。よろしく御審議のほど、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（佐藤論征君） 所企画課長。

[事務局企画課長 所 健一君登壇]

* 事務局企画課長（所 健一君） 議案14号 令和3年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

お手元の令和3年度歳入歳出決算書の47ページ、48ページをお願いいたします。まず、歳入について申し上げます。表の歳入合計でございますが、予算現額は1億139万2,000円、収入済額は1億1,588万1,181円で、予算現額と比較し1,448万9,181円の増でございました。

次に、歳出について申し上げます。49ページ、50ページをお願いいたします。歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額の1億139万2,000円に対しまして、決算額は9,006万7,439円で、執行率は88.8パーセントでございました。歳入歳出差引残額は2,581万3,742円となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、決算書の58ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。表の3段目、3、歳入歳出差引額は2,581万3,742円でございます、5、実質収支額につきましても同額となっております。黒字決算となりました。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきましては、決算書の事項別明細書にて御説明申し上げますので、ページをお戻りいただきまして、53ページ、54ページをお願いいたします。まず、歳入について申し上げます。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の収入済額は23万9,298円で、ふるさと基金の運用益でございます。

款2繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の収入済額は8,076万4,000円で、ふるさと基金からの繰入金でございます。

款3繰越金は、前年度からの繰越金で、3,451万7,883円でございます。

款4諸収入、項1雑入の収入済額は36万円で、看護師修学資金支援事業補助金の返還金でございます。

次に、歳出について申し上げます。別冊の上田地域広域連合主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の17ページをお願いいたします。款1項1目1市町村振興整備事業費の決算額は9,006万7,439円でございます。主なものとしたしましては、(1)、委託の状況のその他広域的な地域活性化事業といたしまして、スポーツレクリエーション祭2021事業委託に係る経費80万9,439円でございます。

続きまして、(2)、負担金補助及び交付金につきましては、地域の医療機能の維持等に対する

支援に対する事業といたしまして、信州上田医療センターが初期研修医養成に係る費用として支援いたしました信州上田医療センター医療従事者確保事業補助金と、地域周産期母子医療センターの産科等の常勤医師が5年間以上勤務した場合に支給する医師長期勤務報償金、上田市医師会が実施する看護師修学資金支援事業に対する補助金及び信州まつもと空港利用促進協議会負担金で、合計の決算額は3,003万9,000円でございます。

続きまして、(3)、貸与の状況の医師研究資金貸与の300万円につきましては、信州上田医療センターの産科、小児科、麻酔科等の医師確保と定着化を図るため、当院に勤務する常勤医師に対する財政的な支援といたしまして、研究資金を小児科医1名、産科医1名、計2名に貸付けいたしました。

次に、(4)、繰出金の状況でございますが、決算額は5,621万9,000円につきましては、圏域内の二次救急医療体制を充実させるため、病院群輪番制病院等救急搬送事業及び後方支援事業を実施するにあたりましての一般会計への繰出金でございます。

ふるさと基金の状況につきましては、一番下の(5)、基金の状況のとおり、令和3年度中、1億4,576万746円の積立てを行い、2億2,652万4,746円の取崩しを行いました。主に満期を迎えた定期預金の積替えなどで、年度末現在高は7億5,506万216円でございます。

最後に、財産について申し上げますので、歳入歳出決算書の59ページをお願いいたします。ふるさと基金特別会計財産に関する調書でございます。1、債権でございますが、信州上田医療センターの常勤医師に対する研究資金貸与金といたしまして、2名に貸与いたしました。そのため、債権は2,300万円の増減となりましたが、勤務実績により貸与金が返還免除となる規則に基づき、全額減といたしました。そのため、決算年度末現在高は0円でございます。

2、基金でございますが、先ほど申し上げましたが、決算年度中、地域の医療機能の維持等に対する支援に関する事業に充てるため、現金の区分で8,076万4,000円を取り崩したことにより減額となり、決算年度末現在高は7億5,506万216円となりました。

以上、議案第14号 令和3年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。よろしく御審議のほど、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（佐藤論征君） 三井介護障がい審査課長。

[事務局介護障がい審査課長 三井 憲君登壇]

* 事務局介護障がい審査課長（三井 憲君） 議案第15号 令和3年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。

お手元の令和3年度歳入歳出決算書の61、62ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額は2億1,345万円、収入済額は2億1,352万131円で、予算現額と比較し7万131円の増でありました。

次に、63、64ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額は歳入と同額の2億

1,345万円に対しまして、支出済額は2億227円、執行率は93.7パーセントでありました。歳入歳出差引残額は1,351万9,904円となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、歳入歳出決算書の74ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、表の3の歳入歳出差引額は1,351万9,904円でございます、表の5の実質収支額につきましても同額となっております、黒字決算となりました。

続きまして、介護保険特別会計決算の内訳、主なものについて歳入から申し上げます。歳入の説明は、歳入歳出決算書の事項別明細書で申し上げますので、67、68ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1目1負担金の収入済額1億9,008万2,000円は、規約に基づく関係市町村からの負担金でございます。

款2繰越金の収入済額2,336万7,092円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出について申し上げます。説明は別冊の主要施策の成果及び予算の執行状況実績報告書によりまして主なものについて申し上げますので、18ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の決算額は6,986万5,967円で、主なものは職員10人分の人件費ほか、18ページ中段の(3)、委託の状況欄に記載の要介護認定支援システム保守業務委託189万3,540円及び(4)、使用料及び賃貸借の状況欄に記載の要介護認定支援システム賃借780万9,048円などでございます。

19ページをお願いいたします。項2目1介護認定審査会費の決算額は6,715万3,885円で、主なものは介護認定審査会委員60人分の報酬及び介護認定に係る主治医意見書の作成手数料などでございます。

項3目1認定調査費の決算額は6,298万3,750円で、主なものは、介護認定調査員19人分の人件費及び(3)、委託の状況欄に記載の認定調査業務委託551万5,214円でございます。

以上、議案第15号、令和3年度介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（佐藤論征君） 西澤消防本部総務課長。

[消防本部総務課長 西澤和浩君登壇]

* 消防本部総務課長（西澤和浩君） 議案第16号 令和3年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について御説明申し上げます。お手元の令和3年度歳入歳出決算書の77、78ページをお開き願います。

最初に、歳入でございますが、77ページの表、最下段の歳入合計欄を御覧ください。予算現額は25億1,417万6,000円、78ページの調定額及び収入済額はいずれも25億1,752万7,952円で、収入済額は予算現額に比べて335万1,952円の増でございました。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。79、80ページをお願いいたします。79ページの表の最下段の歳出合計欄を御覧ください。予算現額は25億1,417万6,000円、80ページの支出済額は

24億7,838万4,917円で、執行率は98.6パーセントでございました。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は3,914万3,035円となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、92ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、表中の区分の3、歳入歳出差引額は3,914万3,035円でございます、表の下から2段目、実質収支額につきましても同額となっております。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、83、84ページを御覧ください。83ページの表の1行目、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金でございますが、最終予算現額は右から3番目の計の列、21億5,436万9,000円、収入済額は84ページの表、左から2番目の列、総額21億5,436万9,000円で、前年度と比較して2,954万8,000円、率で1.4パーセントの増となっております。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料、目1消防手数料でございます。収入済額は251万700円で、危険物施設及び火薬類等の許可申請に伴う手数料でございます。

続きまして、款3県支出金、項1委託金、目1消防費委託金でございます。収入済額は13万円で、県から当広域連合に移譲された許可事務等に対する県からの特例処理事務交付金でございます。

続きまして、款4財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入でございます。収入済額は67万8,978円で、各消防署に自動販売機を行政財産の貸付けとして設置しているものでございます。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。収入済額は6,557万6,514円で、令和2年度からの繰越金でございます。

次に、85、86ページをお願いします。85ページの一番上、款6諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金でございます。収入済額は7,916万5,000円でございます。

同じく目2の雑入で、収入済額は5,478万9,760円でございます。

続きまして、款7連合債、項1連合債、目1の消防費でございます。収入済額は1億880万円で、上田中央消防署の救助工作車及び川西消防署の高規格救急自動車の購入に係る起債でございます。

続きまして、款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1消防費補助金でございます。収入済額は5,150万8,000円で、同じく上田中央消防署の救助工作車及び川西消防署の高規格救急自動車に係る国の緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。説明は別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書によりまして、主なものについて申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、20ページをお願いします。款1消防費、項1消防費、目1消防費の決算額は22億2,472万3,576円で、執行率は98.5パーセントでございます。

21ページをお願いします。委託金の状況でございます。主なものは中段の高機能消防指令装置保守業務委託で1,594万5,611円、2行下の消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託で784万3,000円などでございます。

続きまして、(5)、工事請負の状況でございます。警防課中継局舎商用電源オートリセットブ

レーカー交換設置工事と依田窪南部消防署車庫内はしご設置工事を行っております。

続きまして、(6)、備品購入の状況でございます。主な備品の購入といたしましては、1行目の上田中央消防署救助工作車1億5,312万円、2行目の川西消防署災害対応特殊救急自動車3,575万円でございます。2台とも国庫補助金及び地方債を活用しております。

22ページを御覧ください。(7)、負担金補助及び交付金の状況でございます。主な負担金といたしましては、3行目から6行目、職員の資質や技量の向上を図るための救急救命士の養成研修所負担金、病院実習負担金、消防大学校及び長野県消防学校入校負担金の支出でございます。

続きまして、款2公債費、項1公債費、目1元金で、決算額は2億5,123万5,984円でございます。

同じく目2利子で、決算額は242万5,357円でございます。

なお、消防費の中で、予備費充当がありましたので、歳入歳出決算書の87、88ページをお願いいたします。87ページの中段、節13使用料及び賃借料に64万2,000円を充当しております。これは、令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流災害に出動した緊急消防援助隊員用宿泊施設へ延べ64泊分の宿泊代として充当したものでございます。

最後に、財産について申し上げますので、歳入歳出決算書の93、94ページをお願いいたします。上田地域広域連合消防特別会計財産に関する調書、土地及び建物総括表でございますが、取得、処分等の異動はございませんでした。

続いて、95ページをお願いいたします。2、物品でございますが、増となります物品は、表の1行目、救急自動車、3行目、救助工作車、6行目、指令指揮車及び8行目の車両運用端末装置がそれぞれ1台でございます。救急自動車は川西消防署、救助工作車と指令指揮車は、上田中央消防署にそれぞれ更新配備し、車両運用端末装置は上田中央消防署に新規配備したものでございます。

減となります物品は、表の2行目、消防ポンプ自動車が2台、5行目の普通バンが1台でございます。いずれも平成28年度中に取得した東御消防署及び依田窪南部消防署の水槽付消防ポンプ自動車、消防本部総務課の人員搬送車が登録5年を経過し、減価償却のため、重要物品から外れたものでございます。

以上、議案第16号 令和3年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

監査委員の報告

* 議長（佐藤論征君） ここで、監査委員から審査意見の報告を求めます。

手塚代表監査委員。

[代表監査委員 手塚 明君登壇]

* 代表監査委員（手塚 明君） 令和3年度上田地域広域連合一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況について審査した結果を御報告申し上げます。

先ほど差し替えさせていただきました決算審査意見書に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

最初に、審査意見書の1ページを御覧いただきたいと思います。まず、審査の対象ですが、令和3年度上田地域広域連合一般会計をはじめ、3つの特別会計の歳入歳出決算と政令で定める書類及び3つの基金の運用状況について審査をいたしました。審査の期間は、令和4年6月29日から8月29日まで実施いたしました。

審査の方法でございますが、審査にあたっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書について、これらが法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、例月出納検査結果及び決算審査調書等に係る関係書類に基づき審査を行いました。

次に、審査の結果でございますが、各会計の歳入歳出決算書及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、いずれも関係法令等に準拠し作成されているものと認めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、2ページを御覧ください。決算の概要と審査意見を申し上げます。まず、決算の概要であります。

最初に、一般会計の歳入は、決算額が20億7,776万円余となり、前年度に比べ6,375万円余、率にして3.0パーセント減少しました。

歳出につきましては、決算額が19億331万円余となり、前年度と比較して9,408万円余、率にして4.7パーセント減少となりました。

次に、特別会計でございますが、歳入歳出ともに前年度と比較して増加の決算となりました。歳入決算額は28億4,692万円余となり、前年度に比べ1億2,065万円余の増加でありました。

歳出決算額は27億6,845万円余で、前年度に比べ1億6,564万円余の増加となりました。

次に、公債費の動向について申し上げます。令和3年度の起債元金償還額は2億7,391万円余でありました。

新たに消防特別会計で1億880万円の借入れがありましたので、令和3年度末の起債残高は11億3,150万円余となりましたが、令和2年度末と比較いたしますと1億6,511万円余の減少となっております。

次に、3ページをお願いいたします。さきに御説明申し上げました決算状況並びに前年対比等の数値表を掲載してございますので、これは後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、4ページを御覧ください。審査意見を申し上げます。当広域連合では引き続き資源循環型施設の建設、地域医療対策、老朽化した各施設の延命化に向けた大規模修繕など、大きな事業、課題に取り組まれている中、特に地域医療対策では医療提供体制の充実が図られるなど、評価するところであります。これからも関係市町村及び関係機関との連携と調整を図りながら、適正かつ効果

的に事業を推進していただきたいと思います。事務事業の執行にあたっては、更なる事業内容の精査と経費節減等に努め、効率的かつ健全な行財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、一般会計と特別会計を合わせた予算執行状況は次のとおりとなりました。歳入総額49億2,469万4,750円、歳出総額46億7,177万1,007円となり、歳入歳出の差引残高であります。2億5,292万3,743円の決算となりました。審査対象の計数及び財務に関する事務の執行状況等については、適正であることを認めました。

次に、歳出の予算執行の中で特に大きな割合を占める修繕費、委託料、工事請負費については、引き続き経費削減に向けた取組に努めていただきたいと思います。なお、大規模修繕などの随意契約においては、見積書の再審査業務を取り入れた査定を継続実施し、予定価格の低減と適正化に努めていただきたいと思います。

クリーンセンターをはじめとする各施設においては、老朽化に伴う設備及び機器への対応、維持管理に係る経費負担を抑えるため、精密機能検査及び定期検査に基づく計画的な点検と適切な修繕により、引き続き適正な運転管理及び施設の延命化に努めていただきたいと思います。

次に、予算流用につきましては、必要最小限にとどめ、適切な事務処理に留意いただきたいと思っています。

続いて、基金の運用でございますが、今後においても運用収入においては、減額が見込まれることから、最も確実かつ安全で有利な方法での管理と運用に努めていただきたいと思います。

以上が総括的な審査意見でございます。

おめくりいただきまして、ここからは会計ごとの審査報告でございます。5ページは、令和3年度に実施をいたしました主要事業であります。

次の6ページについては、歳入歳出の決算状況であります。詳細は後ほど御覧いただきたいと思っています。

次の7ページから11ページまでは、各所管の審査意見でございます。それぞれの審査意見につきましては、後ほど御覧いただきたいと思いますが、その中の2点について申し上げたいと思います。

まず1点目は、地域医療対策事業に関してでございます。輪番制病院等に関する補助事業につきましては、関係病院の御協力もあり、救急搬送収容割合も増加している状況などから、これまでの事業効果が着実に現れている状況であります。減少傾向にある基金残高を踏まえ、中間検証の結果を十分考慮いただきまして、継続事業であっても効果の低い事業については、見直しを行うなど、二次救急医療体制の確立に向けた効果的な取組の強化をお願いしたいと思います。

2点目は、資源循環型施設建設に関してでございます。環境影響評価につきましては、計画的な進捗がなされておりますので、科学的な検証を着実に進めていただきまして、安全・安心な施設建設に向け鋭意努力されたいと思います。

なお、いまだ一部自治会等においては、協議の場に参加されていない状況もございますので、引

き続き関係者との良好な関係を築き、理解を得られるよう着実に進めていただきたいと思います。

次に、12ページをお願いいたします。12ページは、ふるさと基金特別会計でございます。令和3年度における事業と決算状況は御覧のとおりでございます。

後段の審査意見でございますが、地域医療提供体制の充実は、上小医療圏における最重要課題の一つとして、医療従事者等の確保事業により、一定の成果を上げているところではありますが、基金残高が減少している状況から、中間検証の結果を踏まえた将来ビジョンを明確にし、今後も基金の有効活用に努めていただきたいと思います。

続いて、13ページは介護保険特別会計でございます。決算状況は御覧のとおりでございます。

次の14ページに審査意見がございますので、御覧ください。高齢化が進展する中、今後とも介護認定審査件数は増加が見込まれますので、引き続き介護認定調査員の適正な人員の確保と調査技術の向上に努めていただきたいと思います。また、コロナ禍にあって、施設訪問の見合せを余儀なくされている介護相談員につきましては、感染症等への安全管理に十分な御配慮をいただいた中で、事業再開に向け、相談方法の見直し等につきましても検討を加えていただきたいと思います。

おめくりいただきまして、15ページから19ページについては消防特別会計でございます。15ページは令和3年度の主な事業、16ページは決算状況でございます。内容については、御覧のとおりでございます。

17ページに審査意見がございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

なお、令和3年度のみならず、現在におきましても新型コロナウイルス感染症の収束に至らない中、常に感染リスクを抱え、消防、救急活動への対応には大変な御苦勞をなされているものと思われれます。日頃から最前線で活動されております消防関係職員の皆様に対しまして感謝と敬意を申し上げます。

次に、20ページをお願いしたいと思います。20ページは、実質収支に関する調書でございます。

次の21ページは、財産に関する調書であります。いずれも適法に作成されており、その計数も正確であると認めましたので、御報告いたします。

次に、22ページから23ページにかけて、3つの基金の運用状況でございます。ふるさと基金、まちづくり研究基金、老人福祉基金の3つの基金につきましては、いずれも適切に管理されており、運用状況を示す書類は正確に作成されていると認めました。細部につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

最後のページは、起債の借入れ及び残高の状況でございます。このページは、参考として掲載いたしましたので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、簡潔ではございますが、令和3年度決算審査の御報告とさせていただきます。よろしく御願いたします。

* 議長（佐藤論征君） これより議案第13号から第16号までの質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

* 議長（佐藤論征君） ここで15分間休憩といたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時24分 再 開

* 議長（佐藤論征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第17号及び議案第18号

* 議長（佐藤論征君） 次に、日程第6、議案第17号 令和4年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第18号 令和4年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

宮澤事務局長。

[事務局長 宮澤清彦君登壇]

* 事務局長（宮澤清彦君） 別冊の令和4年度上田地域広域連合一般会計・特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第17号 令和4年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,499万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,400万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げますので、12、13ページをお願いいたします。上の段、款4衛生費、項4清浄園費、目1清浄園費で1,875万円の補正増及び次の段、項5クリーンセンター費、目1上田クリーンセンター費で2,350万円、目2丸子クリーンセンター費で474万2,000円、目3東部クリーンセンター費で800万円の合計3,624万2,000円の補正増は、ウクライナ侵攻や円安などによる燃料費高騰の影響を受けた電気料金の高騰に伴い、清浄園及び上田、丸子、東部の3クリーンセンターそれぞれの電気料に係る光熱水費の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、10、11ページにお戻りください。上の段、款1分担金及び負担金、項1負担金、目8クリーンセンター費負担金で800万円の補正増は、今回の補正のうち、東部クリーンセンター分として計上をしたものでございます。

次の段、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金で4,699万2,000円の補正増は、今回の補正分のうち、清浄園、上田クリーンセンター、丸子クリーンセンター分として所要額を計上したものでござ

います。

以上、議案第17号 令和4年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

* 議長（佐藤論征君） 堀池消防長。

[消防長 堀池正博君登壇]

* 消防長（堀池正博君） 補正予算書の19ページをお願いいたします。

議案第18号 令和4年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

条文でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ533万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,964万円に定めたいというものでございます。

それでは、歳出の内容から御説明申し上げますので、28、29ページをお願いいたします。款1消防費項1消防費目1消防費におきまして、533万2,000円の補正増をお願いしてございます。

内容について御説明申し上げますので、29ページを御覧ください。今回補正をお願いいたしますのは、節10需用費の光熱水費で、533万2,000円の補正増をお願いしております。これは、ウクライナ侵攻や円安などによる燃料費高騰の影響を受け、電気料金が値上がりしたことにより、光熱水費に不足が生じたことから、補正増をお願いするものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、26、27ページにお戻りください。款6繰越金項1繰越金目1繰越金で533万2,000円を増額をお願いしてございます。これは、歳出と同額となるよう繰越金を調整したものでございます。

以上、議案第18号 令和4年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（佐藤論征君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

日程第7 報告第2号

* 議長（佐藤論征君） 次に、日程第7、報告第2号 専決処分した丸子消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入の承認についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

堀池消防長。

[消防長 堀池正博君登壇]

* 消防長（堀池正博君） 報告第2号 専決処分した丸子消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入の承認について御説明申し上げます。

議案集の3ページをお願いいたします。また、議会資料の1ページも併せて御覧ください。この

報告は、専決処分した購入額が2,000万円を超えることから、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

この丸子消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入につきましては、当初予算においてお認めいただいているものでございますが、財源に国の補助金を予定していたところ、補助金の交付決定が令和4年5月20日になり、入札日が広域連合議会5月臨時会の閉会后となる日程となりましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

1の購入の目的は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新でございます。

2の契約の方法は、指名競争入札で、3の契約の金額は6,908万円でございます。

4の契約の相手方は、長野県上田市真田町本原659番地5、長野消防設備株式会社上田支店、上田支店長、星沢忠夫氏でございます。

以上、報告第2号 専決処分した丸子消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入の承認について御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

* 議長（佐藤論征君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第8 上田地域広域連合選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙

* 議長（佐藤論征君） 次に、日程第8、上田地域広域連合選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（佐藤論征君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることとしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（佐藤論征君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員に、滝沢正美さん、龍野彰宏さん、成澤二四男さん、清水剛さんを指名します。

また、同補充員に、掛川久代さん、関清英さん、田中徳一さん、宮下清志さんを指名いたします。

なお、補充員の順位については、指名の順序のとおり定めたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各位を選挙管理委員会委員及び同補

充員の当選人と定め、また補充員の順位は、指名順のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

* 議長（佐藤論征君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました各位が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時36分 休 憩

午後 1時00分 再 開

* 議長（佐藤論征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 一般質問

* 議長（佐藤論征君） 日程第9、一般質問を行います。

まず、質問第1号、広域連合行政について、半田大介議員の質問を許します。

半田議員。

[19番 半田大介君登壇]

* 19番（半田大介君） それでは、広域行政について質問をしてみたいです。

まず、資源循環型施設建設に向けた環境影響評価について伺います。先月9月22日、上田地域広域連合から提出された資源循環型施設建設に向けた方法書について、長野県知事からの回答である意見書が出されました。最初に、資源循環型施設建設に向けた環境影響評価の2段階目にあたる現地調査の項目などを示す方法書に対して県からの意見書について質問をいたします。

第1点、意見書には5つのテーマから10項目の指摘がありました。県から求められた新たな取組は何か。また、次の意見書の内容について、今後の調査、準備書作成に向けた広域連合の見解はどうか。その1、市民に加え、活動実績のある団体との連携を検討した環境教育の拠点づくり、その2、既存施設解体工事に伴う悪臭発生の可能性、その3、新施設における地下水への影響を回避することについて伺います。

次に、第2点、今まで上田地域広域連合と上田市が地元説明会、さらには諏訪部自治会の皆様には個別通知を出し、資源循環型施設建設に向けた住民理解を深める説明機会をつくる努力をしましたが、環境影響評価のための現地調査を始めるにあたり、資源循環型施設建設に向けた取組、調査方法や調査経過などをお知らせする展示スペースを清浄園などに設けることはどうかお聞きいたします。展示スペースは、環境教育の一環としても、対面で説明を聞くことにも気を遣う皆さんへの配慮、そして県の意見書にも住民から寄せられた環境への影響を懸念する意見等にも十分配慮

することにも対応できる取組と思っておりますが、どうでしょうか。

以上を第1問といたします。

* 議長（佐藤論征君） 宮澤事務局長。

[事務局長 宮澤清彦君登壇]

* 事務局長（宮澤清彦君） 方法書に対する長野県知事の意見について幾つか御質問いただきました。

資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価、方法書の手続につきましては、9月22日に長野県知事の意見を受領し、一連の手続は終了となりました。今後この長野県知事の意見を取り入れ、次の作業である現地調査及び準備書の作成を行ってまいります。

長野県知事の意見の内容については、現地調査における指摘事項や事業計画作成上の留意事項など、議員御指摘のとおり、10項目の御意見をいただきました。

まず、1つ目の御質問でございますが、県意見書の新たな視点は何かですが、1つ目といたしまして、景観の調査において市民の山として親しまれている太郎山の山頂を調査地点に追加すること、2つ目として、ダイオキシン類対策となる排ガス処理設備の内容及び監視結果の活用方法について準備書へ記載することなどがございます。

次に、環境教育の拠点づくりにおける広域連合の見解でございますが、資源循環型施設整備の基本方針の一つに、周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設を挙げております。広域連合としては、脱炭素社会、生物多様性など、ごみ問題だけではなく、様々な環境問題について学べるイベントや周辺の自然環境を生かした体験型講座などを開催できる場を提供してまいりたいと考えております。このような環境教育、環境活動を継続的、発展的に運営するためには、住民及び環境活動を行っている各種団体との連携が必要であり、積極的かつ主体的に参画いただくための方策を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、既存施設である清浄園解体時の悪臭に対する広域連合の見解ですが、清浄園はし尿処理施設であり、悪臭対策を講じて解体作業を実施する必要があります。対策の内容といたしましては、事前に残存するし尿及び汚泥などを適正に処理、処分する。臭気のモニタリングを実施しながら解体を行うなどが挙げられます。いずれにしましても、清浄園解体に伴う悪臭対策につきましては、環境影響評価での結果を踏まえ、十分に検討してまいります。

次に、地下水への影響を回避することに対する広域連合の見解ですが、資源循環型施設の建設時は、ごみピット等の設置のため、地盤の掘削作業が生じます。また、清浄園用地は、千曲川沿いの立地条件から地下水が豊富であると考えられ、その影響が懸念をされます。そのため、広域連合としましては、資源循環型施設の建設中及び稼働後の地下水への影響を把握するため、環境影響評価の中で調査、予測評価をすることとしております。地元の皆様からも地下水への影響が懸念されるとの御意見をいただいております。現在既存の井戸を含む全5か所で地下水の調査を行っております。

今回の現地調査により、地下水位の現状を把握し、資源循環型施設の工事中及び構造物による影響を予測評価し、可能な限り地下水への影響の少ない方策を検討してまいります。

次に、清浄園などに資源循環型施設建設に向けた取組、調査方法や調査経過などをお知らせする常設展示スペースを設けることはどうかとの御質問をいただきました。議員御指摘のとおり、いまだ協議に御参加いただけない諏訪部自治会の皆様には、世帯ごと郵送により御通知を申し上げ、環境影響評価の説明会や広域連合長との懇談会などを開催し、情報をお伝えするとともに、御説明を行う取組を続けております。また、今月13日には諏訪部地域の皆様と資源循環型施設建設に係る意見交換会を開催し、自由な雰囲気の中で皆様の率直な御意見をお聞きするなど、新たな取組も始めているところでございます。

御質問の常設展示スペースの設置につきましては、施設管理面からの検討が必要となりますが、御指摘のとおり、現地調査の経過などを含め、説明会などにお越しいただけない諏訪部地域の皆様にどのように情報をお届けし、関心を持っていただくことができるかは重要な課題と考えております。本年5月に開催された方法書説明会について、地元住民の皆様にお知らせする際には、資料構成を見やすくするとともに、説明会の様子を紹介する上田市行政チャンネルのユーチューブ動画をQRコードで御案内するなど情報発信の方法について改善や工夫を重ねております。また、来春には現在実施している現地調査の現場見学会を予定をしております。今後も諏訪部地域や地元住民の皆様に関心を持っていただき、事業への御理解をいただくための取組を続けてまいります。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 半田議員。

[19番 半田大介君登壇]

* 19番（半田大介君） 答弁いただきました。

次に、ごみ処理広域化計画と3クリーンセンターの課題について質問いたします。

第1点、令和3年から令和7年度を期間とする第4次ごみ処理広域化計画は、令和元年度の可燃ごみ処理量実績に基づき、上田地域年間3万9,727トン令和7年度までに3万5,445トンに削減する目標となっています。初年度となる令和3年度の実績と目標達成に向け、どのような評価を行っているのか伺います。

第2点、ごみ減量に向けて家庭系と事業系ごみの課題と新型コロナウイルス感染症によるごみ搬出量と内容物に関する影響はどうか。

第3点、3つのクリーンセンターの統合に向けた課題は何か。特に東部と上田、丸子で違うごみの分別、袋の種類、袋の価格、搬出方法などの違いの対応について、どのように取り組もうとしているのか伺い、第2問といたします。

* 議長（佐藤論征君） 宮澤事務局長。

[事務局長 宮澤清彦君登壇]

* 事務局長（宮澤清彦君） ごみ処理広域化計画と3クリーンセンターの課題について御質問をいただきました。

まず、令和7年度の減量化目標値について、初年度となる令和3年度の実績と目標達成に向けてどう評価しているかでございますが、令和3年度における可燃ごみ排出量は3万8,999トンであり、議員御指摘の令和元年度における実績値と比較をすると728トンの減量となっております。令和7年度の減量化目標値を達成するためには、あと4年間で3,554トン、毎年約900トンの減量が必要であり、更なるごみ減量化の努力が必要な状況となっております。令和7年度の減量化目標値を達成するためには、今後さらに効果的なごみ減量化の取組を進める必要があります。構成市町村と連携しながら、現状把握及び分析を行い、課題を明らかにしながら施策の強化を図ってまいります。

次に、家庭系可燃ごみと事業系可燃ごみの課題についてでございますが、家庭系可燃ごみについては、新型コロナウイルス感染症による影響のあった令和2年度における排出量を除くと、減少傾向にあり、令和3年度実績2万5,597トンが令和元年度と比較して541トンの減少となっております。

一方、事業系可燃ごみについては、新型コロナウイルス感染症による影響のあった令和2年度における排出量が前年度排出量から大きく減少しましたが、平成30年度、令和元年度及び令和3年度における排出量は、前年度排出量を上回っており、全体的には増加傾向にある状態でございます。

こうした状況を踏まえ、家庭系可燃ごみについては、更なる排出抑制の取組を行うとともに、増加傾向にある事業系可燃ごみについては、減量化に向けた課題を明らかにするため、状況把握のための方策を検討していく必要があるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症による可燃ごみ排出量と内容物に及ぼす影響についてですが、まずは排出量については、令和2年度に大きな影響が見られ、前年度の令和元年度と比較して減少傾向にあった家庭系可燃ごみが69トンの増加、増加傾向にあった事業系可燃ごみが1,068トンの減少となりました。外出することが減ったことにより、家庭系可燃ごみが増加し、外食などの事業活動が縮小したことにより、事業系可燃ごみが減少したものと考えられます。

一方、内容物に関する影響については、ごみ組成分析結果の変動が少なく、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく現れる状況ではありませんでした。新型コロナウイルス感染症対策については、行動制限及び経済活動の制限などの見直しがされ始めており、それに伴う可燃ごみの排出量等に対する影響について注視してまいりたいと考えております。

次に、3つのクリーンセンターの統合に向けた課題につきましては、資源循環型施設が建設されるまで可燃ごみを確実に処理するため、老朽化しているクリーンセンターを適正に管理運営していくこと、3つのクリーンセンターを廃止した後の跡地利用などがあり、今後構成市町村の担当者会議などで検討協議を行ってまいります。

次に、ごみの分別、袋の種類、価格等の違いの対応についてですが、議員御指摘のとおり、それらについては、現在それぞれの構成市町村で異なる方法を採用しております。今後、クリーンセン

ターが統合されることにより、特に可燃ごみの分別区分については、構成市町村での統一が必要となります。資源循環型施設の焼却対象物は、可燃ごみ及び災害廃棄物、さらにプラスチック類は焼却対象物としないとしており、これに見合う分別区分となるよう構成市町村をお願いをしているところでございます。いずれにいたしましても、3つのクリーンセンターを統合した資源循環型施設の建設に向けて、広域連合及び構成市町村で検討を行う課題を整理し、調整を行ってまいります。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 半田議員。

[19番 半田大介君登壇]

* 19番（半田大介君） それでは、最後に上田地域広域連合が進める広域観光の将来性について伺います。

第1点、以前もこれ伺いましたが、改めて上田地域広域連合で広域観光に取り組む目的と意義は何か。広域計画に位置づけられた広域的な観光振興のうち、関係市町村も一体となった観光振興とは何か。例えば自治体関係市町村がパンフレットを共同で作成することや観光キャンペーンに一緒に出ることを意味するのでしょうか。

第2点、施策には地域内の観光地をつなぐ着地型旅行商品の開発とあるが、広域連合が行うには大変無理があると私は思っております。広域観光を行うに当たり、それぞれの特色ある観光地をつなぐことを果たして旅行者は求めているのでしょうか。むしろ関係市町村に共通したテーマや場所、商品でそれぞれ特徴のあるものにつなげたほうがよいのではないのでしょうか。

その一つに、大変好評であると聞いております広域連合の関係市町村を巡るソフトクリームスタンプラリーについて、参加者の状況と参加店舗の声はどうか。来年度も実施をする場合、さらに工夫が必要と思うが、どうでしょうか。

また、インターネットの普及により、様々な趣味を持つ方々がSNS等で情報交換をする時代となり、身近にファンがいないと思っていたことが全国では大変多くのファンやマニアがいることが分かり、観光資源も変化をしております。関係市町村に共通する橋や道路、トンネル、下水道マンホールなどインフラと山城などがあります。国土交通省が推進をするインフラツーリズムには、ふだん立ち入ることができない砂防堰堤やダムの堤体、橋の管理用道路に行くツアーなどがあります。上小地域においては、いわれのある橋や堰堤、トンネル、さらには災害伝承に欠かせない場所などを国と県との連携や、そしてすばらしい橋がたくさん架かる坂城町とも連携したインフラツーリズム、全国にファンが増大しているマンホールファン、山城ファンに対して、関係市町村に当たる特別なマンホールの蓋を探すツアーなど自前のインフラ資産を活用すること、一昨年上田市・坂城町で開催した山城サミットでは、多くの山城ファンを魅了したことからも、上小地域の山城ツアーなど、新たな掘り起こしを考えてはどうか。また、第5次広域計画の検証を踏まえ、次期広域計画では、新たな観光資源の掘り起こしについてどのように位置づけられているか伺います。

第3点、広域計画施策にある広域観光情報の発信の実施状況と効果について、施策にはホームページや観光パンフレットの内容を充実させるとあります。しかし、もはやこの分野については、飽和状態であると思っております。広域連合でも最近観光に関するSNS、ツイッターを始めたようですが、その効果はどうか。ソフトクリームスタンプラリーの記事が多いが、その後の展開はどのように考えているかお聞きいたします。

* 議長（佐藤論征君） 宮澤事務局長。

[事務局長 宮澤清彦君登壇]

* 事務局長（宮澤清彦君） 上田地域広域連合で広域観光に取り組む目的と意義は何か。広域計画に位置づけられた広域的な観光振興のうち、関係市町村が一体となった観光振興とは何かについて御質問をいただきました。広域連合は、広域計画に基づき広域にわたって処理することが効率的な事務事業を共同処理し、地域の一体的な発展を目指して取り組んでおります。

観光振興につきましては、関係市町村が独自に行う観光振興事業に加えまして、上田地域を広域的な面として捉え、一つの観光圏とすることで地域の魅力を高め、地域内の観光周遊の促進を目的として事業を展開をしております。地域全体の観光振興発展のためには、市町村の枠を超え、一体となって効率的に取り組むことが重要であり、意義のあることだと考えております。

関係市町村が一体となった観光振興であります。広域連合では上田地域の観光地や物産などを広く宣伝し、観光客の誘客を図るため、関係市町村や地域内の観光関係団体により構成される上田地域観光協議会を設置し、相互の連携、情報共有を図りながら、広域的な観光振興事業に取り組んでおります。

次期広域計画には施策の項目として、広域連携による観光誘客の推進と情報発信を掲げ、議員の御質問で出ておりました上田地域をエリアとする広域観光パンフレットの作成や首都圏をはじめ、北陸新幹線沿線地域への観光キャンペーンを共同で実施する予定としているほか、観光協議会ホームページやSNSを活用しながら、さらなる情報発信を行い、観光振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、ソフトクリームスタンプラリーの参加者の状況と参加店舗の声はどうか。来年度実施する場合、さらに工夫が必要と思うが、どうかとの御質問をいただきました。ソフトクリーム巡りスタンプラリーは、地元の特産物である果物などを使った特色あるソフトクリームを提供する店舗を巡り、旬の味覚を楽しんでいただきながら、地域の周遊観光につなげることを目的として、平成30年度から実施しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、昨年度からはスマートフォンを利用した非接触型のデジタルスタンプラリー方式を導入し、感染防止対策を講じながら今年度は7月15日から10月30日までを期間として実施をしております。参加店舗数は初回の16店舗から19店舗に増え、また参加人数の初回の820人余から今年度は見込みで2,600人と約3倍となり、県内外からも大勢の皆様に参加をいただくなど、大変人気のあるイベントとなっております。参加店舗

からの声といたしましては、スタンプの管理やコロナ禍での消毒作業などの負担が大きかったが、デジタル方式の導入により負担が大幅に減ってよかった。デジタル方式導入当初に多かった操作方法の問合せも今年度は事前に操作方法の周知が図られたことなど、改善が図られているといった御意見や来年度も実施をしてほしいとの御要望もいただいております。来年度実施する場合には、参加店舗へのアンケート結果や、これまで寄せられております参加された皆様の声を反映させながら、改善や工夫を重ね、実施をしてみたいと考えております。

次に、インフラや山城など新たな観光資源の掘り起こしを考えてみてはどうか。次期広域計画の中では、新たな観光資源の掘り起こしについてどのように位置づけられているのかとの御質問をいただいております。議員御指摘のとおり、インフラツーリズムや山城ツアーなどSNS等での情報交換を通じて大きな反響を呼び、観光客の増加、周遊観光に結びついている事例が全国的にも増えてきていることは承知をしております。広域連合といたしましても、新たな観光資源として注視をしているところでございます。次期広域計画では、ウィズコロナに対応した旅のスタイルの普及やフードツーリズム、地域の認知度が向上するキャンペーンの実施など効果的な観光振興事業を実施するための調査研究を行うこと、観光資源の掘り起こしや再発見を行うことを今後の方針や施策として位置づけております。例示をいただきました橋や道路、トンネル、マンホールなどのインフラや山城など、新たな観光資源の掘り起こしや活用方法については、関係市町村等と協議をしてみたいと考えております。

次に、観光に関して広域連合でのSNS、ツイッターを始めたが、その効果はどうか、その後の展開はどう考えるかについて御質問をいただきました。広域連合では、上田地域の魅力を知っていただくための情報発信ツールとして、本年8月1日から上田地域観光協議会ホームページ内にツイッターを開設いたしました。開設から約3か月が経過をいたしまして、昨日時点で48回の投稿、ツイートを行いまして、約2万2,000件の閲覧と110件のフォロワーをいただいております。イベント等のPRにつながっているものと捉えております。現在、ソフトクリーム巡りスタンプラリー実施期間中のため、関連した投稿が多くなっておりますが、今後の展開としましては、観光キャンペーンやスポーツレクリエーション祭等も広域連合が主催するイベント情報や関係市町村の関係イベント情報など、タイムリーな情報提供を行う予定としております。また、ツイッターの各種機能の活用につきましても、その有用性を研究し、観光情報のさらなる発信に役立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 半田議員の質問が終了いたしました。

次に、質問第2号、広域連合行政について、齊藤加代美議員の質問を許します。

齊藤加代美議員。

[10番 齊藤加代美君登壇]

* 10番（齊藤加代美君） それでは、議長の許可をいただき、通告に従い、地域医療対策について伺ってまいります。

上田広域圏内の地域医療体制が先ほど連合長から御挨拶をいただいたとおり、改善しており、大変皆様に御苦勞いただいている。そして、コロナ禍の緊張が続く中、医療従事者の皆様に心からの感謝と高い評価をいたします。しかし、医療過疎と言われているこの地域、ボトムネックになっている医師、看護師、医療スタッフの大幅な不足、県でも本当に最下位に近い圏域であります。課題は山積みです。

まず、病院群輪番制病院の事務に関して伺ってまいります。輪番制を担ってくれているある病院から9月27日に私に連絡が入りました。輪番のある時期の当番日数が通常の月の1.4倍の担当になり、この状況の受入れが大変困難で、輪番制度は破綻に近づいていると、圏域で医療を守りたくても守れないという現実があるという切実な声をお聞きしました。

そこで、この圏域の医療体制を守るため、それぞれの取組があり、その一つを調べてみました。平成20年度に上田市小児科初期救急センター、そして2年後、平成22年度、内科初期救急センターの開所です。しかし、開所年度から緊急搬送者数の関係性は、コロナ禍の前の平成30年までに実は増加傾向でありました。救急搬送は減少していません。昨年度上田市の地域医療政策室は、内科・小児科初期救急センターのコンビ受診を減少させるその取組を図ると述べ、この取組は緊急医療体制の負担軽減に直接つながっていない。このデータからも私は読み解けました。また、輪番である病院から時間外受診における輪番日と非輪番日の5年間を比較したデータをいただき、分析の一部を紹介いたします。入院率は、有意差なし、診療科は輪番日は整形外科、脳神経外科の比率が高まる。このデータから考察し、輪番を守る、その動向をつかむことはできるのではないのでしょうか。私は、構造的な問題があると考えました。独居老人が増え、車の免許返納、週末にしか病院に行けないなど、家族の形態の変化に伴うものと考えられ、このような多角的データの分析を行っていくことが今後大変重要になると考えております。

また、コロナ感染症で救急の受入れは減少いただきましたが、輪番の一つである依田窪病院は、一昨年1割減から一気に令和3年度4割増となりました。内科医が3人増加したものの、受入れ態勢が大変だったということは依田窪医療福祉事務組合の決算審査で発表いただきました。丸子中央病院の受診控えも一昨年から令和3年度は2割増しです。輪番制病院の受入れ医療体制に本当に限界がある中、再び地域の受入れ人数も通常増になることは本当に目前です。このような事態を乗り切るために、医療機関と病院をコントロールする行政が重大な要です。地域の安全な医療体制の総括、県の計画の進捗を把握、そして検証、提案できる重要な組織が誕生することを願い、質問してまいります。

令和4年2月、飯島議員の一般質問で、現在策定を進めている次期広域計画では、地域医療対策の項目を新たに設けると土屋連合長の答弁がありました。それを受けて、次期広域計画どのように

反映されますか。そして、今後どのような組織体制で考えているのか、2点伺ってまいります。

* 議長（佐藤論征君） 宮澤事務局長。

[事務局長 宮澤清彦君登壇]

* 事務局長（宮澤清彦君） 地域医療対策について、次期広域計画にどのように反映されるか、今後どのような組織体制を考えているのかについて御質問いただきました。

平成30年度を初年度とする現行の第5次広域計画の計画期間が今年度末をもって終了となりますことから、昨年6月に関係市町村担当課及び広域連合事務局職員により構成される広域計画策定会議を設置いたしまして、これまでの実施状況の検証を行いながら、令和5年度から令和9年度までの5年間を新たな計画期間とする第6次広域計画の素案作成を進めてまいりました。その後、住民代表により構成される広域計画策定委員会で御審議をいただき、パブリックコメントを経て、去る9月9日に広域計画案の答申をいただき、10月の正副広域連合長会において御協議をいただいたところでございます。

現行計画では、地域医療対策に関する事業が現計画の調査研究に関すること、ふるさと基金事業に関すること及び病院群輪番制病院に係る補助事業に関することの3つの事業項目に分かれて記載されていることから、関係市町村との役割分担も含めて分かりづらいついた課題が指摘されておりました。

これを受けまして、次期広域計画では、先ほど申し上げました3つの事業項目を整理統合し、地域医療対策事業に関することを新たな事業項目として位置づけることといたしました。なお、次期広域計画案全体の概要、今後のスケジュール等につきましては、本定例会最終日の全員協議会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、広域計画案のうち、地域医療対策事業に関連する内容について申し上げます。次期広域計画には、広域連合が取り組む最重要課題として、引き続き上小医療圏内での二次救急医療の完結を掲げることといたしました。上小医療圏内での二次救急医療の完結であります。救急医療のうち、専門性の高い高度な医療を行う三次救急医療機関への搬送が必要な救急患者以外は、圏域内の医療機関での受入れができる医療体制を確保することであり、そのための施策としまして、1つとして、病院群輪番制病院及び後方支援病院である信州上田医療センターの維持運営に対する支援、2つ目として、信州上田医療センターの医師等の医療従事者確保に対する支援、3つ目として、上田市医師会が実施する看護師修学資金支援事業に対する支援に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、二次救急医療の完結のために不可欠となる医師の確保であります。県の統計によると令和2年12月末現在の圏域内人口10万人あたりの医師数が上小医療圏では175.3人と、長野県平均の254.7を大きく下回っており、また県内10医療圏との比較でも下から3番目の医師少数区域に該当し、当医療圏における医師の不足は依然として厳しい状況にあるものと捉えております。

県においては、令和2年3月に長野県医師確保計画を策定し、地域間の医師偏在を解消し、地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めており、また広域連合では信州上田医療センターの初期研修医の確保に対して、継続的な支援を行い、本年10月1日現在の同センターの医師数は82人にまで回復をしております。

しかしながら、先ほど申し上げたように、上小医療圏における医師確保の厳しい状況を踏まえ、二次救急医療の完結に向けましては、更なる取組の強化が必要であり、引き続き次期広域計画の方針に沿って関係市町村との連携を図りながら、県への働きかけを行ってまいります。なお、現在広域連合が実施しているふるさと基金の活用等により、令和元年度から実施している地域医療対策事業につきましては、来年度が経過期間の最終年度となりますことから、令和6年度以降の地域医療対策の在り方について広域計画との整合性を図りながら、関係市町村との協議を進めてまいります。

次に、組織体制について申し上げます。現在、地域医療対策に係る事務事業は、企画課と介護障がい審査課の2課で分担し、企画課ではふるさと基金を財源とする地域医療対策事業や地域医療対策連絡会議の事務と介護障がい審査課では、病院群輪番制に係る事務をそれぞれ所管していますが、以前から地域医療対策の所管部署が分かりにくいとの御意見をいただいております。今後、厳しい状況が続く圏域内の地域医療の現状と、先ほど申し上げましたとおり、次期広域計画では地域医療対策に係る事業項目を整理統合することを踏まえ、組織上の縦割りを解消し、事務の一層の効率化を図る観点から、新たに地域医療対策事業を所管する課の新設を検討しており、現在関係市町村と協議を行っております。

新設される課では、現在広域連合が所管する地域医療対策に係る事務事業を集約し、上小医療圏内での二次救急医療の完結に向けて関係市町村との役割分担の下、県や医療機関等との連携強化に努めてまいります。今後、関係市町村との協議がまとまりましたら、令和5年2月定例会にて御説明を申し上げ、新年度から新しい組織体制での業務がスタートできますよう手続を進めてまいります。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 齊藤加代美議員。

[10番 齊藤加代美君登壇]

* 10番（齊藤加代美君） 御答弁をいただきました。集約して部署を糸口にした組織ができる展望ある御答弁をいただきました。地域を見渡して、地域の医療の充実をコントロールできるのは、やはり広域の立ち位置だと私は思っています。令和5年から組織体制で地域へのボトムアップ、広域連合の強化を心から期待します。そして、近い将来安定した地域周産期医療の体制も視野に入れた医療行政にも期待し、次の質問に移ります。

全国的な大きな課題である2025年問題、間もなく団塊の世代が全て75歳の後期高齢者となります。

救急車の最も利用されている年代は80歳からだとされており、あと数年で救急医療は最大値になるということが予測されます。医療需要が高まる中、2024年は医師の働き方改革で、医師1人当たりの勤務時間の縮小により、医療供給体制は減少が懸念されています。地域医療の体制のバランスがととてもとても難しい状況になってきます。この現状を踏まえ、広域で所管している輪番制の維持、そして緊急搬送の適正化利用について見解、対応をお伺いいたします。

* 議長（佐藤論征君） 宮澤事務局長。

[事務局長 宮澤清彦君登壇]

* 事務局長（宮澤清彦君） 議員御指摘のとおり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、年金医療など社会保障給付費が増大する2025年問題に加え、2040年には高齢者人口がピークに達することが予測されていることから、今後救急搬送が増加し、救急医療を担っていただいている輪番制病院等の負担は更に増すものと考えております。

また、長時間労働の是正等を内容とする働き方改革につきましては、業務の特殊性から適用が延長されておりました医師につきましても、令和6年4月1日から適用されることとなっております。この医師の働き方改革によりまして、医師の時間外労働は原則として年間960時間以下に制限をされます。また、地域医療確保のために派遣される医師については、年間1,860時間以下に制限されるところでございます。これに伴いまして、輪番制病院等、派遣医師の割合が高い医療機関においては、現行の医療体制が維持できるか大変懸念されております。当医療圏域におきましても、本年8月に開催された長野県上小医療圏地域医療構想調整会議や10月に開催されました病院群輪番制病院運営会議の場においても、医療機関の皆様から救急搬送の増加で輪番体制が今厳しい状況にあるといったことに加えまして、今後の高齢者人口の増加や医師の働き方改革を見据えると、制度の維持は非常に厳しい状況になるとの御意見をいただいているところでございます。

こうした背景も踏まえまして、はじめに病院群輪番制の維持について申し上げます。広域連合が目指す上小医療圏内での二次救急医療の完結を達成するためには、その基盤となる病院群輪番制を維持していくことが何よりも重要であり、そのためには1つ目として、必要となる医師数を確保すること、それから2つ目として、救急搬送人員の削減を図ることが不可欠であると考えております。

まず、医師の確保につきましては、先ほど申し上げたとおり、当医療圏は医師少数区域に分類されております。県の医師確保計画では、当医療圏の医師数の目標値を平成30年度の318人から、令和5年度には44人増の362人と定め、目標を達成するため、医師少数区域への地域枠医師の優先的な配置や拠点病院から医師不足病院に対する医師派遣の促進などの事業が行われております。広域連合では、令和2年度に上小医療圏における医師確保について、長野県知事及び県議会県民文化健康福祉委員会に対して要望、陳情を行っておりますけれども、引き続き県に対しましては、医師確保に向けた更なる取組を進めていただきますよう関係市町村や医療関係の皆様と連携しながら働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、救急搬送人数の削減に向けた救急搬送の適正利用について申し上げます。消防本部における救急搬送人員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和2年は、令和元年に比べて1,069人減少となりました一方で、令和3年における救急搬送人員は、前年と比較して580人増の8,859人となりました。また、令和4年は速報値であります。本年1月から9月までの救急搬送人員が昨年同時期と比較して約500人の増という状況でありまして、今後もコロナ禍からの回復や高齢者人口の増加に伴い、右肩上がりに推移をするものと予測しております。救急搬送の中には救急要請を回避できた可能性のある事案も見受けられることから、限られた救急車を有効活用し、真に救急搬送が必要な方の対応ができるよう、適時適正な救急車の要請をお願いをしているところでございます。地域住民の皆様に対しましては、体調が急変した場合など、救急車を要請すべきか判断に迷われた際には、消防庁作成の救急車利用リーフレットや無料で利用できる全国版救急受診アプリを活用いただくようお願いをしているところであります。引き続き広域連合といたしましても、広報紙あるいはホームページ等での周知、救命救急講習の場での啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 齊藤加代美議員。

[10番 齊藤加代美君登壇]

* 10番（齊藤加代美君） 御答弁をいただきました。緊急搬送の最大値の予測、どうぞ的確に御対応を切に願っています。そして、限りある医療の現状を住民と共通認識を持ち、一体となって掌握できるよう次の質問に移りたいと思います。

適切な第二次救急医療利用について、周知について伺ってまいります。広域計画には、「関係市町村と連携して適切な第二次救急医療利用のために住民周知に取り組みます」とあります。この医療利用者、それは私たちです。この厳しい現実を受け止め、自ら健康にさらに気を配る。健康診断を受ける。そして予防する。運動をする。かかりつけ医と信頼関係を構築する。それぞれ自らできることをさらに邁進する。その意識づけと正しい救急医療の利用の基準の周知を関係市町村と連携して進めていく必要はあるのでしょうか。

また、この状態を緩和するためには、もう一度救急医療体制の負担軽減を図る設置目的で上田市内科・小児科初期救急センターの利用の促進の立て直しが必要だと感じています。利用者推移を調べてみました。コロナ禍の影響が続いて、減少していますが、ピーク時と比べて3分の1、実績は令和3年度1年間小児科の受診人数は706人、1日1.97人、そして内科は428人で、1日平均1.19人です。そして、県で主管している「#8000」の利用を積極的に進めることだと私は思っています。実はこれは聞き取るときにお聞きしたのですが、「#8000」を利用すると小児科の緊急搬送は後方支援の信州上田医療センターの小児科を受診できる、そういった仕組みが本年度から実施されたということを伺いました。

そこで、医療センターの小児科救急患者数の報告から、令和4年4月から8月、同時期前年比を調べたところ、5.8%の増加、これは多分大幅な増加ではなかったと私は見受けます。これは、周知の問題ではないかと考えます。小児科医不足で緊急の受入れが難しかった課題を解決する安心な取組をしてくださっている医療センターの働きの情報が十分な医療資源、私たちにこれが届いていないのではないかとこのように考えています。どうかこの情報を私たちに導いてほしい。そして、今までの広報紙を3年間遡ると、年1回10月号で緊急医療体制の現状の数値を掲載しているのは確認できたのですが、最新号では改善はあったものの、適切な第二次緊急医療利用の促進は残念ながら見受けすることはできませんでした。「あなたの利用方法で二次救急医療は守れます」。これは、私の素案ですが、医療体制の危機感を住民とともに共有することが改善の解決策に導くと私は信じています。今月の広報だよりには、住宅の防災点検表A4を抜き出して目立つところに貼りましょうという非常にアイデアがある広報紙となっております。このように緊急医療の受け方をフローチャート式にして分かりやすく導くなど、全戸配布である広域広報の強みを生かしてください。あわせて各市町村と連携して、広報紙やホームページを活用してキャンペーンを打ち出すなど工夫が必要だと考えます。

そこで、伺ってまいります。地域の緊急医療体制を住民とともに守り抜くために、適切な緊急医療に関わる周知や関係市町村などの取組と連携し、今後の見解を伺いたいと感じます。よろしく願いいたします。

* 議長（佐藤論征君） 宮澤事務局長。

[事務局長 宮澤清彦君登壇]

* 事務局長（宮澤清彦君） 適切な救急医療に関わる周知や関係市町村などとの取組連携など、今後の見解について御質問をいただいております。

先ほど申し上げましたとおり、当医療圏の二次救急医療を担う病院群輪番制の現状並びに超高齢化社会の到来や医師の働き方改革によりまして、輪番制の維持が今後さらに厳しい状況となることが予測をされております。議員御指摘のとおり、地域住民の皆様に対してこうした輪番制の厳しい現状を知っていただくとともに、二次救急医療を支える輪番制病院の負担軽減のため、住民一人一人が正しい救急医療の利用手順を理解していただくことが何よりも大切であり、広域連合といたしましても、関係市町村と連携して、医療機関の適正受診に係る更なる周知、意識、啓発に努めてまいりたいと考えております。

日常生活での軽度のけがや病気に対応する一次救急につきましては、まずかかりつけ医の受診を優先していただき、休日・夜間の時間帯につきましては、休日などの当番医のほか、上田市内科・小児科初期救急センターなどが開設をされておりますことから、市町村ホームページ等で御覧をいただき、受診をお願いいたします。

また、入院治療が必要となる重症救急患者や高度医療を必要とする重篤な救急患者につきましては

は、救急搬送を要請していただくこととなりますが、要請の判断に迷われた際には、先ほど申し上げた救急車利用リーフレットや全国版救急受診アプリを御活用をいただくようお願い申し上げます。

救急搬送要請の中には、小児の搬送要請も多く寄せられております。小児の病状に関しては、保護者が救急車を要請すべきか判断に迷った際には、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、長野県が開設している子ども医療電話相談事業「#8000」です。こちらの御利用をいただくようお願いをしているところでございます。子ども医療電話相談事業とは、小児の病状や救急搬送の要否などについて、看護師や保健師等の専門のスタッフが電話で相談に応じているものであり、毎日午後7時から翌朝の8時まで受け付けておりますので、局番なしの「#8000」へお電話をお願いいたします。この「#8000」につきましては、広域連合の広報紙及びホームページのほか、関係市町村の広報紙等にも掲載するなど周知に努めているところでございます。

さらに、小児に限らず、救急搬送すべきかの判断に迷われるケースが多いということから、救急医療に役立つ情報や適切な救急要請に係る情報などの周知につきましては、広域連合広報紙、ホームページへの掲載記事の拡充など検討してまいりたいと考えております。

また、議員から御提案いただきました病状等に応じて救急医療の受診方法が分かりやすく判断できるフローチャート表の作成、各戸への配布につきましては、救急搬送人員の削減にも効果が期待できますことから、今後も検討してまいりたいと考えております。

最後に、関係市町村などとの周知に係る取組連携につきましては、関係市町村及び県で構成する地域医療対策連絡会議において情報共有を図りながら、関係市町村の広報紙やホームページ、SNSなど多様な情報媒体を活用し、効果的な周知方法に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 齊藤加代美議員の質問が終了しました。

ここで15分間休憩といたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時12分 再 開

* 議長（佐藤論征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問第3号、広域連合行政について、矢島昭徳議員の質問を許します。

矢島議員。

[3番 矢島昭徳君登壇]

* 3番（矢島昭徳君） 通告に従いまして質問をいたします。

上田地域広域連合消防本部は、その前身となる上小地域広域行政事務組合消防本部が昭和47年4月に広域市町村圏事業の一環として発足してから本年で50年を迎えます。発足以来、多くの災害に対し地道な訓練や実体験に基づいた経験からの活動により、地域住民の安全・安心が守られてきたものと思います。消防職員の活動に対しまして、頭の下がる思いでございます。これまでの経験や技術を十分に発揮され、これからも地域住民の安全・安心を守っていただくようお願いいたします。

さて、広域消防が発足した昭和47年は、沖縄の返還、日中国交正常化、札幌冬季オリンピックの開催などがありました。日中国交正常化では、中国から2頭のジャイアントパンダが贈られ、日本中にパンダブームが巻き起こり、また札幌冬季オリンピックは、アジアではじめて冬季オリンピックの開催となったことで注目され、スキージャンプで日本人はじめて金メダルを手にした大会でもありました。歴史的なうれしいニュースがあった反面、大阪市の千日デパートで発生したビル火災では、死者118人、負傷者81人が発生し、これは戦後の日本のビル火災として最大の惨事であり、防火管理体制の強化のため、消防法や建築基準法による規制強化が進むきっかけとなりました。また、県内では浅間山荘事件が発生し、機動隊と連合赤軍の激しい銃撃戦が繰り広げられた映像は、テレビ中継され、当地域の消防職員の方々も放水のため現地へ出動されたと聞いております。

このような時代背景がある中で、広域消防は発足したわけですが、そこで伺います。広域消防発足50年という時間の中で、発足当時から現在に至るまで広域消防本部は社会情勢の変化や法律の改正にどのように対応しているのかを伺います。

* 議長（佐藤論征君） 堀池消防長。

[消防長 堀池正博君登壇]

* 消防長（堀池正博君） 当消防本部は、本年で発足50周年の大きな節目を迎えました。これまで広域消防の発展に貢献していただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

広域消防は、昭和47年に1本部3消防署4分署1分遣所に職員155人、消防車両25台を配置して業務を開始いたしました。令和4年4月現在では、1本部8消防署に職員211人、消防車両67台により2市1町1村の人口約20万人の生命、身体及び財産を災害から守るため、日々消防業務に当たっております。

平成10年に地方自治法の改正に伴い、組織は上田地域広域連合に移行し、その後、平成22年4月からは消防職員の身分を採用元の市町村から広域連合へ移管して、人事、給与、職員配置等について一本化を図り、広域消防としての体制を整備してまいりました。発足当時に整備されました消防庁舎は、昭和56年以降、分署や分遣所の統廃合、分署の消防署格上げなどを行い、平成3年から7年の間に現在の東御消防署、上田東北消防署、川西消防署、真田消防署及び依田窪南部消防署の5署を建設し、平成後期には上田中央消防署を含みます消防本部庁舎の耐震化工事等も行っております。

また、平成27年度に消防及び救助活動の訓練を行う施設として、総合訓練場を整備いたしました。管内の消防団におきましても、消防技術の向上に総合訓練場を活用していただいております。令和となった現在、各消防庁舎の大半は建設から30年を経過することから、消防庁舎の延命化を図るための改修を第6次広域計画に登載し、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

平成12年には消防緊急通信指令施設の整備により、119番通報の一括受領とともに、通信指令体制を一元化し、災害対応力の向上を図ってまいりました。

消防職員数は、その時々々の社会情勢等の変化に対応可能な人員を配置しており、平成31年には消防職員定数の201人を218人に増員し、本年4月からは高齢化率の上昇に比例して増加している救急出動に対応するため、専用の救急隊1隊を新設いたしました。

公務員の定年延長制度につきましては、令和3年に地方自治法が改正され、令和5年度から職員の定年が段階的に引き上げられ、令和13年から65歳が定年となります。消防業務における60歳以上の高齢期職員の働き方の検討や消防行政の安定的な体制の確保を見据えた職員定数の検討が課題となっております。救急業務につきましては、平成3年に救急救命士法が施行され、救急救命士の誕生により、病院前救護の充実が図られました。当消防本部では、平成4年から計画的に救急救命士を養成しており、現在60人が現場で活動し、救急出動時には必ず救急救命士が乗車できる体制を整えております。

予防行政につきましては、ビル火災などを契機に消防法等の改正が進みました。その都度、適マーク制度や重大違反対象物の公表制度の創設、また住宅用火災警報器の設置義務化などの法改正が行われ、火災予防の取組を強化してまいりました。当広域管内における年間の火災件数を見ますと、昭和期が平均83件、令和期では平均68件に減少しているところでございます。

大規模災害の対応につきましては、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊が創設され、全国の消防防災ヘリコプターの整備が加速度的に進みました。当消防本部も救助隊部隊を編成しており、東日本大震災をはじめ、数々の災害に出動しております。また、当地域の被災時に備え、応援部隊の受入れ態勢にも目を向け、訓練を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、広域消防といたしましては、地域住民の安全・安心のため、保有する消防力を最大限発揮しつつ、時代に即した消防機能の充実を図るとともに、先人たちから伝承されました教訓を踏まえ、安全、確実、迅速な消防業務を遂行してまいります。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 矢島議員。

[3番 矢島昭徳君登壇]

* 3番（矢島昭徳君） 次に、頻発する自然災害に対する広域消防の取組について質問いたします。

近年の自然災害は、被害が広範囲に及び、大規模かつ激甚化する傾向が顕著であり、50年に1度、

100年に1度と形容される災害が全国各地で毎年のように発生している印象を受けます。とりわけ令和元年10月に発生した令和元年東日本台風での被害は、自然の猛威を痛感するとともに、この上田地域も例外なく、自然災害の脅威にさらされていることを強く印象づけることとなりました。

広域消防では、この災害を受け、道路の交通制限、土砂崩落、停電及び断水等の重要情報の迅速で正確な情報共有、浸水被害や風倒木の除去等の従来からの風水害対応に加え、事故等の発生に伴う人命救助や傷病者の救急搬送など、対応する更なる救急救助体制の強化、加えて消防広域応援等の要請が必要となった場合への対応として、応援隊の円滑な受入れ態勢の構築など、複数の課題があったと伺っております。令和元年東日本台風から3年が経過し、貴重な教訓を基に様々な改善が進められているところではあると思います。

そこで、2点質問をいたします。まず、大規模自然災害発生時の対応として、どのような改善、強化がなされたのかを伺います。

2点目には、私はこれまでの経験から、地域にお住まいの皆様との信頼関係に基づいた連携、協力が何よりも重要であり、これは平時からの取組によって構築されるものと考えております。地域にお住まいの皆様との連携、協力に向けた日頃からの取組について伺います。

* 議長（佐藤論征君） 堀池消防長。

[消防長 堀池正博君登壇]

* 消防長（堀池正博君） 頻発する自然災害に対する広域消防の取組についてお答えいたします。

大規模自然災害時の対応としてどのような改善、強化がなされたのか御質問をいただきました。改善と強化を図った点は3点ございまして、まず1点目として、令和2年9月に上田地域広域連合消防本部警防本部設置規程を設け、大規模災害の発生又は発生のおそれがある場合において、迅速に消防活動等の強化を図るため、関係機関への職員派遣や早期の情報収集を行い、災害に対応する消防力の検討及び消防活動方針を明確にすることを規定いたしました。

2点目としまして、高齢者の増加による救急搬送に加え、風水害対応及び大規模事故等の発生に伴う多数傷病者の救急搬送への対応も踏まえまして、本年4月1日からこれまでの広域各署にそれぞれ1隊の救急隊を配備する8隊体制から、上田中央消防署に新たに専従救急隊を配備する9隊体制へと強化を図りました。

3点目といたしまして、消防広域応援が必要となった場合の応援隊の受入れにつきましては、上田地域広域連合消防本部緊急消防援助隊受援計画におきまして、応援等要請の基準を具体的に示すことにより、的確に消防広域応援の要請が行えるよう見直しを行いました。

また、実際の受援活動を円滑に行うため、消防本部及び各消防署において令和2年4月から本年9月末までの間に68回の想定訓練を実施しており、災害対応力の向上に努めているところでございます。

さらに、毎年長野県総合防災訓練に合わせて行われる長野県消防相互応援隊合同訓練では、自衛

隊、長野県警察本部及び長野県DMA T等と大規模災害発生時における連携活動能力の向上を目的に訓練を実施しております。

次に、住民の皆様との連携協力と日頃からの取組についての御質問でございますが、各自治会等の動きと情報につきましては、各市町村の災害対策本部に集中集約されることとなりますので、災害対策本部へ消防職員を派遣することにより、情報の共有化を図っております。また、当消防本部を構成する市町村の消防団の皆様とは、地域における消防責任の遂行に向け、信頼関係に基づく連携協力を強固にすべく、日頃から顔の見える関係構築に努めています。管轄消防署の指揮、指導の下に消防車両の運用方法から、ホース延長などの基本訓練、火災現場を想定した総合訓練、自然災害への対応として、チェーンソーや簡易ジャッキの取扱い訓練を実施するなど、消防団の皆様から意向をお聞きし、災害の多様化に対応する訓練を充実させています。今後も相互に活発な意見交換を行い、消防団の強みである地域密着性、大量の動員力が有事の現場で最大限に生かされる連携協力体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 矢島議員。

[3番 矢島昭徳君登壇]

* 3番（矢島昭徳君） 次に、救急について質問をいたします。

令和2年に新型コロナウイルス感染症が発生して以降、ウイルスは次々と変異株へ置き換わり、特に今年度においては、オミクロン株による第6波及び第7波では、当圏域においてもこれまでに経験したことのない勢いで感染が拡大し、救急隊員の皆さんへの負担も非常に大きかったのではないかと推察しております。

さて、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない状況も懸念されるところでございますが、内閣府から公表されている令和4年版少子化社会対策白書及び高齢者社会白書によりますと、令和2年の出生数は過去最少となり、令和3年10月の総人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は28.9パーセントと公表されています。今後日本の総人口は減少傾向となっていくと思いますが、高齢者人口は毎年度最多を更新していることから、救急出動件数は増加するというふうに思われます。

そこで、ここ最近の種目別や年齢別の推移を含め、救急搬送はどのような現状にあるのか。職員数や資器材について課題等があるかを伺います。

* 議長（佐藤論征君） 堀池消防長。

[消防長 堀池正博君登壇]

* 消防長（堀池正博君） 救急搬送の現状についてお答えいたします。

救急業務につきましては、国の統計基準に沿って、救急事故の発生種別、いわゆる事故種別を定めております。疾病によるものを急病、医療機関から医療機関への搬送を、転院搬送、不慮の事故によりけがをしたものを一般負傷など14項目の事故種別に分類しております。年齢別では、生後28日

未満を新生児、生後28日以上満7歳未満を乳幼児、満7歳以上満18歳未満を少年、満18歳以上満65歳未満を成人、満65歳以上を高齢者として5世代に分類しております。救急搬送時における事故種別の割合につきましては、急病が約60パーセントを占め、次に一般負傷が約15パーセントを占めており、この割合は過去5年間を比較いたしましても、大きな変動はございません。

次に、年齢別の割合を過去5年間で比較いたしますと、平成29年に全搬送人員の62.7パーセントを占めていた高齢者の割合が、令和3年では66.6パーセントと、3.9パーセント増加いたしました。これに対し、28.8パーセントを占めていた成人の割合は26.6パーセントと、2.2パーセント減少し、少年、乳幼児、新生児を合わせた割合も8.4パーセントから6.8パーセントと、1.6パーセント減少しております。近年約1万件であった救急出動件数は、コロナ禍により一旦減少しましたが、高齢者の救急搬送の割合は年々増加傾向にありますことから、高齢化の進展により、今後も10年程度は救急出動件数が増加傾向にあり、その後も1万件近い高い水準で推移していくものと考えております。今後につきましても、けがの予防や体調が悪い場合には早目に医療機関を受診するなど、救急車を必要とする事態を未然に防ぐ内容を取り入れ、工夫を凝らしながら、救急車の適時適切な利用の広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員数や資器材についての課題等についてお答えいたします。令和4年4月1日現在、職員数211人のうち、実働している救急隊員は154人で、全職員数の約73パーセントにあたり、そのうち救急救命士の資格を有する救急隊員は60人おり、この体制で8消防署9隊の救急車を運用しております。職員数につきましては、職員定数条例に定める消防職員の定数を218人に増員する条例改正が平成31年4月に施行されているところですが、地方公務員法の一部を改正する法律の改正による定年延長が令和5年4月1日から施行されることも含め、構成市町村の財政に配慮しつつ、計画的に増員を進めてまいります。

資器材のうち、高規格救急自動車につきましては、各メーカーともに車両自体の安全性能の向上は図られており、搬送する傷病者への安全管理及び救急隊員への負担軽減にもつながっているものと考えております。また、電気ショックを行う自動体外式除細動器、いわゆるAEDなどの資器材につきましても、年々機能が向上したものが発売されておりますことから、導入に際しては研究を重ね、より効果的に活用できる資器材を選定し、救急業務の高度化に努めております。

御質問いただきました人員及び資器材のほかに、間近に迫っている超高齢化社会や新型コロナウイルス感染症のように、新たな感染症の発生など、今後も救急業務を取り巻く環境は、災害同様に複雑多様化していくものと考えておりますことから、今後も医療機関、構成市町村、保健所等と連携を密にし、病院前救護体制の維持に努めてまいります。

以上でございます。

* 議長（佐藤論征君） 矢島議員の質問が終了しました。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

各議案は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次回は、10月27日午後1時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時38分 散 会